

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000002 南相馬市復興支援員設置業務委託（小高観光協会）
	履行場所	小高観光協会（小高区役所地域振興課内）
	種 類	業務委託
	概 要	復興に伴う地域力の再生・維持・強化に資する活動を通じて、地域コミュニティ再構築を図るため、南相馬市復興支援員設置要綱第 8 条各号に掲げる業務を実施する。 (1) 復興支援員の活動支援業務 (2) 復興支援員の活動計画作成及び活動報告業務 (3) 復興支援員の活動状況及びその成果等の情報発信業務 (4) その他市長が必要と認める業務
相 手 方	名 称	小高観光協会
	代 表 者	会長 門馬 弘
	所 在 地	南相馬市 小高区本町二丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、復興支援員の活動を推進するため、地域コミュニティ再構築に寄与できると認める団体が履行することとしており（復興支援員設置要綱第 8 条規定）、当該業者は、必要なノウハウやネットワークを有しているとともに、観光産業に深く精通していることから、履行可能な唯一の事業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [小高区地域振興課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000004
	履行場所	学校管理業務委託
	種 類	市内小中学校（１６校）
	概 要	業務委託 市内小中学校の児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう学校の施設等の適正な管理や清掃等を行う。 (学校用務員の委託) 小学校 11 校、中学校 5 校 (学校管理業務) 施設・設備等の維持管理、校舎内外の清掃作業による環境整備など。
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、簡易な施設管理業務であり、当該業者は本業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、南相馬市シルバー人材センターとの随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000005
		小高区役所西庁舎警備業務委託
	履行場所	小高区役所西庁舎
	種 類	業務委託
概 要	24時間の機械警備による火災、盗難及び不良行為の拡大防止、施設の秩序の維持保全、事故確認時における関係先への通報連絡などの業務を委託するもの。	
	小高区役所西庁舎 機械警備	
相 手 方	名 称	A L S O K福島株式会社
	代 表 者	代表取締役社長 前田 泰彦
	所 在 地	郡山市 喜久田町字松ヶ作16番地98
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、当施設の警備機器及び警備システムを設置しており、既存の機器等を取り扱えるのは、当該業者のみである。既存機器を継続して使用することが、警備業務の遂行に不可欠であるため当該業者との随意契約を行うものである。	
工事等担当課名 [小高区地域振興課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000006 ジャンボタクシー受付業務委託
	履行場所	南相馬市小高区本町一丁目 5 7 番地
	種 類	業務委託
	概 要	旧避難指示区域内の交通弱者の生活支援のために市が運行するジャンボタクシーの乗車予約受付を行う。
相 手 方	名 称	有限会社富士タクシー
	代 表 者	代表取締役 小林 清人
	所 在 地	南相馬市 小高区本町 1 丁目 5 7 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、旧避難指示区域内における交通弱者の生活支援にかかるジャンボタクシーの乗車予約受付業務であり、迅速な対応など利用者の利便性向上を目的として、予約受付から配車までの一元管理が可能なのは、当該事業者のみであることから、確実な履行が見込める当該事業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000007
		中央図書館施設警備業務委託
	履行場所	中央図書館・市民情報交流センター
	種 類	業務委託
概 要	中央図書館（市民情報交流センター）施設利用者の安全を確保するとともに、火災・盗難・不審者等の立ち入りその他事件事故を未然に防止するなど、施設内の秩序の維持と施設の保全等を図る。	
相 手 方	名 称	A L S O K 福島株式会社
	代 表 者	代表取締役社長 前田 泰彦
	所 在 地	郡山市 喜久田町字松ヶ作 1 6 番地 9 8
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	当該業者は、中央図書館（市民情報交流センター）における機械警備業務を受託しており、人的警備と機械警備を一体として業務を実施しなければ、包括的に緊急時の円滑な対応を図ることができないため、当該事業者と随意契をするものである。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局中央図書館]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000008 原ノ町駅前駐輪場管理業務委託
	履行場所	原ノ町駅前駐輪場
	種 類	業務委託
	概 要	駅前駐輪場利用者に対する指導、駐輪場内の自転車等の整理及び放置自転車の撤去等を行う。 業務日数 延べ242日間 (月曜日から金曜日の7時から11時、13時から17時) 祝日及び年末年始除く 管理場所 原ノ町駅前西口駐輪場 (南相馬市原町区旭町二丁目19番地) 原ノ町駅前東口駐輪場 (南相馬市原町区錦町一丁目162番地) 自転車放置禁止区域
	相 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
手 方	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目78番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該シルバー人材センターは、軽易な本施設管理業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターと随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000009 南相馬市被保護者健康管理支援事業業務委託
	履行場所	南相馬市役所（健康福祉部社会福祉課）
	種 類	業務委託
	概 要	レセプトデータや特定健診データを活用し、生活習慣病重症化予防の対象者、頻回受診者、重複・多剤投与者、後発医薬品の使用割合が低い者、他法他施策を活用できる者等を抽出し、レセプト点検等の既存の医療扶助適正化等事業につなげるとともに、他法他施策を活用できる者の申請等を支援することで、医療扶助費の削減と適正化を図ることを目的とするものである。 ①レセプト等のデータ分析報告・・・対象レセプト：令和 6 年 4 月診療分～令和 7 年 3 月診療分、 健康検査データ：令和 6 年度分 ②健康診査受診推奨パンフレットの作成・・・数量：3 5 0 部 ③事業効果の分析・・・対象レセプト：令和 7 年 1 0 月診療分～令和 7 年 1 2 月診療分
相 手 方	名 称	株式会社日本サポートサービス
	代 表 者	代表取締役 海瀬 光雄
	所 在 地	東京都 千代田区 神田駿河台二丁目 9 番地駿河台フジビュービル
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は本市において、平成 3 0 年度より医療扶助適正化に向けて、蓄積したデータから前年度との比較や例年の傾向の分析を実施している。当該業者は本市の医療扶助の現状を熟知しており、当該業者から提供される精度の高い分析により被保護者への適切な指導が可能となり、本市の医療扶助適正化に寄与することが見込まれる唯一の業者であることから、随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [健康福祉部社会福祉課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000010
	履行場所	原町区内公園トイレ清掃業務委託
	種類	業務委託
	概要	原町区内にある公園施設の清掃を週2回行う。 (トイレ清掃及び片付け22公園27箇所) 22公園(錦公園、しらゆり公園、桜井公園、青葉公園、よつば公園、小川公園、下川原公園、牛越西公園、牛越東公園、牛越中央公園、高田公園、西殿公園、日の出公園、国見公園、国見中央公園、夜の森公園、原町運動公園、駅前北公園、北町公園、北町西公園、高見公園、北原1号公園)
相 手 方	名称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代表者	理事長 渡部 定幸
	所在地	南相馬市 原町区東町三丁目78番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 この業務は軽易な清掃業務であり、当該業務はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。 また、高年齢者の就業機会の拡大及び社会参加の寄与に資するため、随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [建設部都市計画課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000013 北泉海浜総合公園丘陵地エリア除草・剪定業務委託
	履行場所	南相馬市原町区北泉字地藏堂地内 外
	種 類	業務委託
	概 要	北泉海浜総合公園丘陵地エリアの除草・剪定を行う。 ①機械による除草及び除草物の処理を年5回行う。 ②樹木・小木の剪定及び剪定物の処理を年2回行う。
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目78番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 この業務は、軽易な除草・剪定・清掃業務であり、当該業者はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。また、高年齢者の就業機会の拡大及び社会参加の寄与に資するため、随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [建設部都市計画課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000014 北泉海水浴場監視等業務委託
	履行場所	南相馬市原町区金沢字浦地内（北泉海水浴場）
	種 類	業務委託
	概 要	北泉海水浴場における遊泳客等の安全確保のため、適切な監視業務を行うもの。 ・北泉海水浴場監視業務にかかる監視員教育及び施設設置等期間 令和 7 年 4 月下旬から 7 月中旬 ・海水浴場開設期間 令和 7 年 7 月中旬から 8 月下旬 監視従事人員 平日：監視長 1 名 監視員 5 名 休日：監視長 1 名 監視員 7 名
相 手 方	名 称	特定非営利活動法人ハッピーアイランドサーフツーリズム
	代 表 者	理事長 室原 真二
	所 在 地	南相馬市 小高区小屋木一本松 3 5 番地 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、北泉海水浴場における遊泳客等の安全確保のため、適切な監視業務を行うことを目的とするものである。 遊泳客等の安全確保のためには、北泉海水浴場に関する特有の海象を熟知し、監視にあたって的確な判断ができる人材を確実に確保することが求められるほか、特殊小型船舶免許の資格および日本ライフセービング協会のベーシック・サーフ・ライフセーバーの資格又は、日本赤十字社の水上安全法に基づく救助員の資格、又はそれらと同等以上の資格を有している者が必要である。 当該業者は必要な資格を有し、本業務を履行できる市内唯一の業者であることから随意契約するもの。	
工事等担当課名 [商工観光部観光交流課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000015
	履行場所	農業集落排水処理施設維持管理業務委託
	種類	業務委託
	概要	農業集落排水処理施設及びマンホールポンプ場の維持管理業務を委託する。 対象施設 終末処理場 2カ所 マンホールポンプ場 6カ所 大型浄化槽 1カ所
相 手 方	名称	株式会社相双衛生
	代表者	代表取締役 林 靖
	所在地	南相馬市 原町区上渋佐字原田176番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本施設（501人槽以上）の維持管理を行うにあたっては浄化槽技術管理者の資格が必要である。 また、本施設は、一般的な浄化槽ではなく、排水インフラである農業集落排水処理施設であり、維持管理においては、経験、知識を特に必要とし、現場の状況等に特に精通した者に施工（維持管理）させる必要がある。 当該業者は鹿島町時代より施設の維持管理を受注しており、必要な資格と十分な知識を有し、本施設の設備に精通した市内業者であることから、当該業者と随意契約とするものである。	
工事等担当課名 〔 建設部下水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000020 エレベーター保守点検業務委託(中央図書館)
	履行場所	中央図書館・市民情報交流センター
	種 類	業務委託
	概 要	機械室及びカゴ等エレベーターに属する全ての装置につき、遠隔監視による点検項目に係る診断及び3ヶ月毎の定期点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合が発生した場合には、直ちに適切な処置を取ること並びにプログラムによる整備や定期点検による指導事項改善等の保守業務を行うもの。 1 中央図書館 2台 2 市民情報交流センター 1台
相 手 方	名 称	株式会社日立ビルシステム 東日本支社
	代 表 者	支社長 辻 太郎
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町三丁目1番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 エレベーターの仕様・構造は、メーカーごとに異なり、製品の特殊性から保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。 以上の点を考慮し、製造メーカーによる独自性や特殊性に基づく、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化並びに遠隔監視による緊急対応業務などを遂行できる唯一の事業者として、設置されているエレベーターのメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局中央図書館 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000021 北泉海浜総合公園トイレ清掃等業務委託
	履行場所	南相馬市原町区北泉字地藏堂地内 外
	種 類	業務委託
	概 要	北泉海浜総合公園施設内トイレ清掃を週2回行う。 (トイレ清掃及びごみ片付け104回/年) (花の広場トイレ、丘の広場トイレ、わんぱく広場トイレ)
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目78番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 この業務は、軽易な清掃業務であり、当該業者はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。また、高年齢者の就業機会の拡大及び社会参加の寄与に資するため、随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [建設部都市計画課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000022
		博物館環境調査業務委託
	履行場所	南相馬市博物館
	種 類	業務委託
概 要	南相馬市博物館（1 階全域・地下倉庫）の環境調査及び報告 調査内容 昆虫生息調査、浮遊菌調査、塵埃調査、紫外線照度調査 調査回数 年 4 回	
相 手 方	名 称	仙台湾燻蒸株式会社
	代 表 者	代表取締役 高田 徹四郎
	所 在 地	宮城県 塩釜市 港町二丁目 3 番 9 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、南相馬市博物館で収蔵及び展示している資料（文化財）に被害を加える昆虫の生息状況のモニタリング及び浮遊菌調査等を行うものである。 当該業者は、業務可能な人員の確保が可能であり、昆虫生息調査等の資格を有し実績もあり、業務内容を熟知していること、また、他に実施可能な業者が無いことから、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局文化財課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000024
	履行場所	南相馬市大町地域交流センター機械設備保守点検整備業務委託
	種類	業務委託
	概要	南相馬市大町地域交流センターに設置されている木質バイオマスボイラー等の機械設備に係る定期的な保守点検整備を行い、当該設備の機能維持を図る。 ※業務内容 チップ焚きボイラー保守点検整備、電気集塵機保守点検整備、灯油焚きボイラー保守点検整備 温水焚き吸収冷温水機保守点検整備、冷却塔保守点検整備
相 手 方	名称	株式会社巴商会 仙台営業所
	代表者	所長 渡邊 晃二
	所在地	宮城県 仙台市宮城野区 中野2-4-6
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、南相馬市大町地域交流センターに設置されている木質バイオマスボイラー等の製造・設置業者である。本施設は、木質バイオマスボイラー等から構成される特殊設備であることから、他の業者では対応が不可能なため、当該業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 [農林水産部農林整備課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000026 駐車場ゲート機器保守業務委託（中央図書館）
	履行場所	中央図書館・市民情報交流センター
	種 類	業務委託
	概 要	中央図書館・市民情報交流センター自動車駐車場に設置されている駐車場ゲート機器について、市民の利便に資するために 24 時間・365 日共用している駐車場施設使用者への障害対応をはじめ、保守メンテナンス対応や警備法に基づく緊急対応等の業務を委託するもの。
相 手 方	名 称	アマノマネジメントサービス株式会社
	代 表 者	代表取締役 小針 宏之
	所 在 地	神奈川県 横浜市 港北区菊名七丁目 3 番 2 2 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 駐車場ゲート機器の仕様・構造は、メーカーごとに異なり、製品の特殊性から保守管理等についても各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。 このため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体(製品の不適合によるものか、メンテナンス不良によるものなのか)が不明確となり、また確実な業務の履行がなされないことが想定される。 以上の点を考慮し、製造メーカーによる独自性や特殊性に基づく、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化並びに遠隔監視による緊急対応業務などを遂行できる唯一の事業者として、設置されている駐車場ゲート機器の施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局中央図書館]		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000027
		水道施設管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外
	種 類	業務委託
概 要	施設の中央監視業務、巡視業務 牛越浄水場・牛来浄水場内 日中管理 計 3 6 5 回 夜間管理 計 3 6 5 回	
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	当該シルバー人材センターは、軽易な本水道施設管理業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターと随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000028
	履行場所	滞納管理システム保守管理業務委託
	種 類	税務課
	概 要	業務委託
相 手 方	名 称	現在本市において導入している「滞納管理システム」に係る保守・管理業務を行うもの。
	代 表 者	株式会社日立システムズ 東北支社
	所 在 地	支社長 佐藤 勝彦
根 拠 規 定		宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
	【具体的に記入すること】 滞納管理システムの保守業者は、本市で導入している基幹システム（住民情報システム）との連携が必要となるため、同システムの構築業者しか保守管理を行えないことから、株式会社日立システムズ東北支社との随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000032 南相馬市産農産物等情報発信業務委託
	履行場所	南相馬市役所 農政課
	種 類	業務委託
	概 要	(1) ポータルサイトでの情報発信・管理運営 (2) 南相馬市産農産物等 P R イベント 1 回 (3) 南相馬市産農産物等プレゼントキャンペーン 2 回
相 手 方	名 称	株式会社 J T B コミュニケーションデザイン
	代 表 者	代表取締役 藤原 卓行
	所 在 地	東京都 港区 芝三丁目 2 3 番地 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、南相馬市産農産物等の特徴、生産者の想いなどを発信することで、認知度の向上や風評被害の払拭を図っていくことを目的としている。 当該業者は、首都圏の消費者と生産者との交流の機会を創出するなど、生産者との信頼関係が構築されており、南相馬市産農産物等の特徴についても知見を有している。そのため、当該業者が引き続き実施することで、本業務を円滑に遂行することが期待できる。 また、本業務は、ポータルサイトの改修・運営を含んでおり、現行システムの開発保守をしている当該業者でなければ履行できないことから、当該業者は最も効果的に達成可能な唯一の業者であるため、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [農林水産部農政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000034
		サーフタウンPR事業業務委託
	履行場所	商工観光部観光交流課
	種 類	業務委託
概 要	(1) 情報発信業務 (2) 北泉ポータルサイト情報発信業務 (3) 北泉魅力体感交流イベント業務	
相 手 方	名 称	株式会社ADDIX
	代 表 者	代表取締役社長 伊藤 雄剛
	所 在 地	東京都 港区 南青山3-1-31KD南青山ビル7F
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業は、業務で実施するイベントを含め、北泉海岸に関する魅力を専用ウェブサイト等を中心として情報発信するものであり、現在運営しているウェブサイト等による継続的な情報発信が不可欠なため、当該サイトの改修・開発保守をしている当該業者でなければ履行できない。 また、当該業者は県外・市外だけでなく本市のサーフィン関係者ともつながりが強く、本市が求める北泉海岸の魅力体験イベントの実施や効果的な情報発信において、確実な履行が見込める業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [商工観光部観光交流課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000035 博物館清掃業務委託
	履行場所	南相馬市博物館
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市博物館の環境美化及び施設保全のため、館内及び敷地内の清掃を行う。 ・業務日 毎週日曜日から土曜日まで（以下の休館日を除く） （月曜日（国民の祝日にあたる場合翌平日）、相馬野馬追最終日の翌平日、 12月29日から1月3日まで） ・業務時間 午前8時30分から午後3時まで
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目78番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該シルバー人材センターは、輕易な本南相馬市博物館清掃業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターと随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局文化財課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000036 南相馬市復興支援員設置業務委託
	履行場所	一般社団法人 南相馬観光協会
	種 類	業務委託
	概 要	復興に伴う地域力の再生・維持・強化に資する活動を通じて、地域コミュニティの再構築を図るため、南相馬市復興支援員設置要綱第2条に掲げる業務を実施し、南相馬市と協力して被災地等の復興支援を行う。 業務概要 (1) 復興支援員の職務環境の整備 (4) 支援員活動 (2) 支援員の配置 (2名) (5) 指導管理 (3) 事業推進 (6) 報告書作成
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬観光協会
	代 表 者	会長 鈴木 清重
	所 在 地	南相馬市 原町区本町二丁目52番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本市の観光に深く精通しているとともに、当該事業を実施するために必要なノウハウやネットワークが構築されており、地域コミュニティの再構築を図るための拠点として復興支援員を配置し機能できるのは（一社）南相馬観光協会のみであることから、当該事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [商工観光部観光交流課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000038 相馬野馬追関係敷地緑化管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛来地内（雲雀ヶ原祭場地） 他
	種 類	業務委託
	概 要	(1)雲雀ヶ原祭場地馬場内周辺及び栈敷席設置場所の草刈及び集草 (2)南相馬ジャスモール駐車場の草刈(3)遠藤商店（昭和シェル石油）の草刈 (4)東北アクセス跡地の草刈 (5)雲雀ヶ原祭場地周辺の囲い木の剪定 ※祭場地馬場内緑化管理業務委託が重機等を用いた作業であることに対し、本業務委託は、草刈り機を用いた簡易な作業となる。
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該シルバー人材センターは、軽易な本緑化管理業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターと随意契約とする。	
工事等担当課名 [商工観光部観光交流課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000040 子どもの居場所づくり事業業務委託
	履行場所	こども家庭課
	種類	業務委託
	概要	家庭や学校に居場所がない学齢期以降のこどもを対象に、安心、安全な居場所の提供を行う。 また、こどもとその家庭の状況をアセスメントし、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行うことにより虐待を防止し、こどもの健全な育成を図る。
相 手 方	名称	特定非営利活動法人 トイボックス
	代表者	代表理事 篠田 厚志
	所在地	大阪府 大阪市 浪速区幸町2-3-33
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は家庭や学校に居場所のないこどもに対して、こどもの居場所を提供し、養育面に課題がある家庭環境で育つこども、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなどの支援を行っている。 本事業所は、専門的な知見、能力、ノウハウ等を有しており、令和4年度からサポートを受けているこどもに、継続した支援の提供が可能な唯一の事業所であることから随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [こども未来部こども家庭課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000042 令和7年度市県民税特別徴収税額通知書印字等業務委託
	履行場所	税務課
	種 類	業務委託
	概 要	市県民税特別徴収に係る税額通知書の印字及び封入・封緘業務 (1) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用） 12,000件 (2) 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用） 12,000件 (3) 福島県南相馬市 個人市県民税 森林環境税 領収書 納入書 納入済通知書 52,000件
	相 手 方	名 称 株式会社日立システムズ 東北支社 代 表 者 支社長 佐藤 勝彦 所 在 地 宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目15番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、市県民税特別徴収当初賦課における納税通知書等の印字及び封入・封緘業務である。当該業者は、現在本市で使用している税基幹システムの開発及び保守管理業者であり、当初賦課データを基とした納税通知書や納付書の大量一括処理においては、専用機器での処理を前提としており、一連のシステム運用が可能なのは当該業者のみであることから、確実な履行が見込まれる当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 総務部税務課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000043 税務申告支援システム運用サポート業務委託
	履行場所	税務課
	種 類	業務委託
	概 要	住民税申告及び課税業務において、現行で運用している税務申告支援システムの年間サポート業務委託。 業務内容 (1) 税務申告支援運用サポート業務 (2) 申告用機器設置業務 (3) 運用関連業務
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目15番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 税申告受付や課税業務においては、税務申告支援システム及び税基幹システムの双方での、各種プログラムやデータのセットアップなど、各システムのデータベースを直接操作する必要がある。 当該業者は、現在本市で使用している税務申告支援・税基幹システムの開発及び保守管理業者であり、双方システムの機能要件や操作性を含め、適切な運用ができるのは当該業者のみであることから、確実な履行が見込まれる当該業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 総務部税務課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000044
		南相馬市防犯カメラシステム設備保守管理業務委託（旧避難指示区域外）
	履行場所	南相馬市鹿島区外
	種 類	業務委託
概 要	市内12箇所（鹿島区4箇所、原町区8箇所）に設置した防犯カメラシステム設備について、点検、測定等により不具合及び劣化の状況を把握し、システム設備が正確に稼働・運用できるように保守を行うとともに、定期的なハードディスクの交換を行う。	
相 手 方	名 称	株式会社メディアシステム
	代 表 者	代表取締役 渡邊 弘志
	所 在 地	福島県 福島市 岡部字岡部2番地11
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	当該システムは、当該業者が構築及び設置したものであり、機器の内部を熟知する構築業者以外では保守・点検を行うことができないことから、当該業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000045
	履行場所	南相馬市防犯カメラシステム設備保守管理業務委託（旧避難指示区域内）
	種 類	業務委託
	概 要	市内19箇所（小高区16箇所、原町区3箇所）に設置した防犯カメラシステム設備について、点検、測定等により不具合及び劣化の状況を把握し、システムが正確に稼働・運用できるように保守を行うとともに、定期的なハードディスクの交換を行う。
相 手 方	名 称	株式会社メディアシステム
	代 表 者	代表取締役 渡邊 弘志
	所 在 地	福島県 福島市 岡部字岡部2番地11
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該システムは、当該業者が構築及び設置したものであり、機器の内容を熟知する構築業者以外では保守・点検を行うことができないことから、当該業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000048 南相馬市大町地域交流センター施設管理業務委託
	履行場所	南相馬市大町地域交流センター
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市大町地域交流センターの夜間、休祝日における適切な施設利用と管理運営を図るため、管理人による施設管理を行う。 業務内容 (1) 玄関・窓・シャッターの開錠及び施錠 (2) 施設の使用案内及び問い合わせの対応 (3) 設備又は備品の操作及び使用方法の説明 (4) 施設の使用後及び使用後の現状確認 (5) 備品又は消耗品の管理及び整理 (6) 施設の清掃 (7) 施設の巡回及び点検 (8) その他施設の管理上必要な業務
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、軽易な施設管理業務であり、上記業者は、当該業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業機会の確保と社会参加に寄与するため、上記シルバー人材センターとの随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 農林水産部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000049 北泉海浜総合公園内臨時キャンプ場等管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町北泉字地藏堂地内
	種 類	業務委託
	概 要	1. 臨時キャンプ場等管理業務（管理棟・ドックランも含む） ・令和7年4月25日～令和7年10月31日まで（臨時キャンプ場・管理棟の夜間管理も含む） ・キャンプ場管理受付等業務、ドックラン清掃業務 2. 北泉海浜総合公園シャワー棟（南棟・北棟）内の清掃 ・トイレ、シャワー室の管理清掃業務（南棟、北棟）及び各棟の開閉施設
相 手 方	名 称	株式会社東武
	代 表 者	代表取締役社長 今井 章
	所 在 地	南相馬市 原町区本陣前二丁目51番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業は、北泉海浜総合公園内の施設維持管理・清掃業務から臨時キャンプ場管理までを一体的に委託するものである。臨時キャンプ場管理については、利用受付から宿泊時の夜間管理、利用者へのアンケート調査など多岐に渡るものであり、利用者のニーズ把握や緊急時の対応など、業務内容に対する知見と危機管理能力が求められる。 当該業者は、震災前及び臨時キャンプ場を再開した令和3年度から管理運営を行っており、業務内容に関する十分な知見と実績を有していることから、確実な履行が可能な事業者であるため随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [建設部都市計画課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000051 南相馬市移住促進LINE情報配信システム運用業務委託
	履行場所	南相馬市商工観光部 移住定住課
	種 類	業務委託
	概 要	本市への移住に関心のある者を獲得するとともに、移住に必要な情報を効果的かつ効率的に配信し、移住相談を時間を問わず、実施できるように受入体制を整備することで、移住者を増加させるための運用を行う。 ・システムの運用保守（セグメント配信、リッチメニュー更新、チャットボットの更新）
相 手 方	名 称	株式会社クラブネッツ
	代 表 者	代表取締役社長 富安 仁
	所 在 地	東京都 渋谷区 渋谷 3 - 2 8 - 1 3 渋谷新南口ビル
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、本市への移住に関心のある者に向けて、必要となる情報を効果的かつ効率的に配信し、移住相談について時間を問わず実施するための受入体制整備に資する業務である。 当該業者は、本システムの構築会社であり、24時間365日運用のためのシステム保守や定期的なバージョン更新、障害発生時の保守体制が可能な唯一の業者であることから、当該業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [商工観光部移住定住課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000052 自家用電気工作物保安管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外
	種 類	業務委託
	概 要	原町区、小高区の自家用電気工作物を所有する施設の保安点検業務（全13箇所）
相 手 方	名 称	一般財団法人東北電気保安協会 福島事業本部
	代 表 者	事業本部長 橋本 淳一
	所 在 地	福島県 福島市 矢剣町1番22号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は、自家用電気工作物の機能を維持し円滑な運用を図るため、保安管理業務を実施するものである。そのためには、当該設備に精通した熟練技術者を多数擁し、かつ設備状況を十分把握し、短時間での業務遂行が可能である業者でなくてはならない。また、いつ起こるか分からないトラブルに、即座に対応でき安全面を考慮する事が必要である事から、このような体制を構築可能な業者は、当市において東北電気保安協会のみであり、随意契約するものである。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000057 教育施設等警備業務委託（かしま保育園他5施設）
	履行場所	南相馬市鹿島区西町三丁目90 外
	種 類	業務委託
	概 要	施設における火災、盗難及び不良行為を防止し、かつ施設の保全を図って正常な運営を確保する。 委託箇所は以下の6施設とする。 かしま保育園、原町子育て支援センター、旧原町あずま保育園 橋本町児童センター、東町児童センター、学校教育支援センター（旧原町なかまち保育園）
相 手 方	名 称	A L S O K福島株式会社
	代 表 者	代表取締役社長 前田 泰彦
	所 在 地	郡山市 喜久田町字松ヶ作16番地98
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は施設の防犯・防災・保全を目的に機械警備業務を行うものであり、使用時間を除き24時間施設を監視し、緊急時には迅速に対応することが求められる。 当該業者は本施設における警備機器の設置業者であり、既存の設備を継続使用することが警備業務の遂行に不可欠であるため、既存設備を取り扱うことができる当該業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [こども未来部こども育成課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000058 令和7年度南相馬市ＣＩＯ補佐業務委託
	履行場所	福島県南相馬市役所内執務室等の市が指定する場所
	種 類	業務委託
	概 要	ＣＩＯ（最高情報統括責任者：副市長）のマネジメントを専門的知見や経験から補佐するとともに、庁内における業務改善・業務効率化、そのために必要となる最適なデジタル技術の活用等に関する助言や提案に加え、それらを実現するために必要な各種取り組みに関する業務を委託する。
相 手 方	名 称	株式会社日本政策総研
	代 表 者	代表取締役 宮脇 淳
	所 在 地	東京都 文京区 小石川5丁目2-2
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該事業者は令和5年度に南相馬市ＣＩＯ補佐業務委託公募型プロポーザルを実施し、審査結果により選定されており、令和6年度も継続して本業務を受託していることから実施体制や取組内容、専門的な知見や経験などを十分に兼ね備えている。 また、本事業においては、ＤＸに関する庁内での取組の経緯や内容等を熟知し、専門性と継続性をもって取り組むことで最大限の効果が期待される。 仮に、他の事業者に委託した場合、これまで実施してきたＤＸに関する取組内容等に精通するまでに一定程度の時間が必要となり、スピード感をもったＤＸの推進や取組の方向性などに支障が生じるおそれが高く、本事業の目的達成が困難になる。 以上のことから、当該事業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 復興企画部デジタル推進課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000059 南相馬市市道管理業務委託
	履行場所	南相馬市区内
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市区内市道も円滑な通行を確保し、交通事故などを未然に防止するため、草刈等道路施設の清掃管理を行う。
相 手 方	名 称	南相馬市復興事業協同組合
	代 表 者	理事長 石川 俊幸
	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町四丁目 4 3 番地 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託は、主に人力による市道維持管理を行うものであり、現在土木課維持作業員の確保が困難な中で、南相馬市復興事業協同組合には市内全域に建設業者が複数加入し作業の確保が十分できること、また、市内全域の市道現況を把握しており、市からの緊急的な業務にも対応できることから、本業務を遂行できるのは当該業者のみであるため随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [建設部土木課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000061
		小中学校自家用電気工作物保安管理業務委託
	履行場所	小中学校 1 7 校
	種 類	業務委託
概 要	学校施設の電気事業法に基づく保安管理業務である各種点検（月次点検、年次点検、臨時点検等）を行い、又、事故発生時の指導助言、立入検査をするなど施設の安全確保を図る保守点検業務を行う。	
相 手 方	名 称	一般財団法人東北電気保安協会 福島事業本部
	代 表 者	事業本部長 橋本 淳一
	所 在 地	福島県 福島市 矢剣町 1 番 2 2 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本業務委託は、自家用電気工作物の機能を維持し、円滑な運用を図るため、保安管理業務を実施しようとするものである。そのためには、当該設備に精通した熟練技術者を多数擁し、かつ設備状況を十分把握し、技術的保障を確保し、短時間での業務遂行が可能である業者でなくてはならない。また、いつ起きるかわからないトラブルに即座に対応でき安全面を考慮することが必要であり、このような体制を構築可能な業者は当市においては当該業者のみであることから、当該業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000064 教育施設等警備業務委託（かみまの保育園他9施設）
	履行場所	南相馬市鹿島区浮田字一丁田67 外
	種類	業務委託
	概要	施設における火災、盗難及び不良行為を防止し、かつ施設の保全を図って正常な運営を確保する。 委託施設は以下の10施設とする。 かみまの保育園、かしま子育て支援センター（旧上真野幼稚園内）、おだか認定こども園、 高平幼稚園、大甕幼稚園、旧太田幼稚園、旧石神第一幼稚園、鹿島幼稚園、 石神第二児童クラブ（旧石神第二幼稚園内）、上町児童センター
相 手 方	名称	セコム株式会社
	代表者	代表取締役社長 吉田 保幸
	所在地	渋谷区 神宮前一丁目5番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は施設の防犯・防災・保全を目的に機械警備業務を行うものであり、使用時間を除き24時間施設を監視し、緊急時には迅速に対応することが求められる。 当該業者は本施設における警備機器の設置業者であり、既存の設備を継続使用することが警備業務の遂行に不可欠であるため、既存設備を取り扱うことができる当該業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 こども未来部こども育成課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000066 原一小・原一中・鹿島中エレベーター保守点検業務委託
	履行場所	原町第一小学校、原町第一中学校、鹿島中学校
	種 類	業務委託
	概 要	エレベーターを適正な状態に保つため、遠隔監視装置による監視診断・点検及び3か月に1回の定期点検、建築基準法に基づく定期検査代行を実施し、設備機器の安全確保のための保守点検を行う。
相 手 方	名 称	株式会社日立ビルシステム 東日本支社
	代 表 者	支社長 辻 太郎
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町三丁目1番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本エレベーターについては、株式会社日立ビルシステム製の設備であり、製造元である当該業者以外では保守を行うことができないことから、当該設置業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局教育総務課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000067 姉妹都市相互派遣交流事業業務委託
	履行場所	一般社団法人南相馬市外国人活躍支援・国際交流協会
	種 類	業務委託
	概 要	本市姉妹都市アメリカ合衆国オレゴン州ペンドルトン市との姉妹都市合意書及び姉妹都市相互派遣交流事業議定書に基づき、両市間の交流を通じた友好・親善を図り、本市の次代を担う人材を育成する。
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬市外国人活躍支援・国際交流協会
	代 表 者	代表理事 大内 安男
	所 在 地	南相馬市 原町区旭町二丁目 3 5 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、ペンドルトン市と本市の恒久的な友好・親善・交流の一層の進展を図り、両国の高校生の相互交流や親交を深めながらホームステイを通して家庭生活における異文化理解や教育制度、さらには国際理解の増進を図ることを目的にしている。 当該法人は、令和 4 年度より姉妹都市相互派遣交流事業を受託しており、その中でペンドルトン市の国際交流協会とのネットワークを構築している。また、ホストファミリーの受入れの手配や対応などの体制も整っており、事業目的を達成するうえで、スムーズに事業展開を行うことのできる唯一の事業者であることから、当該法人と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 商工観光部観光交流課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000071 住民情報システム保守業務委託
	履行場所	デジタル推進課 外
	種 類	業務委託
	概 要	住民情報システムにおける、ソフトウェア等の保守業務を行うことにより安定的な運用管理を図る。 対象システム ・住民記録、個人住民税管理 他29業務システムの保守管理 ・ハードウェア保守 保守内容 ・遠隔操作によるシステム更新・変更 ・問い合わせ対応 ・障害発生時の修復作業 等
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目15番1号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、住民情報システムの開発元である当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000073 行政情報システム保守業務委託
	履行場所	南相馬市役所（南相馬市原町区本町 地内）
	種 類	業務委託
	概 要	平成30年度に構築、運用を開始した、行政情報システムのハードウェア・ソフトウェアの保守、業務システム ごとの運用サポート、システム障害の対応等を行い、同システムを安定的に稼働させることを目的とする。 対象システム ・ 財務会計システム ・ 契約管理システム ・ 文書管理システム ・ 庶務管理システム ・ 人事給与システム 他
相 手 方	名 称	株式会社 F S K
	代 表 者	代表取締役 坂本 桂一
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町三丁目 1 6 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、行政情報システムの開発元である当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000074
	履行場所	鹿島小・小高中エレベーター保守点検業務委託
	種類	業務委託
	概要	エレベーターを適正な状態に保つため、遠隔監視装置による監視診断・点検及び3か月に1回の定期点検、建築基準法に基づく定期検査代行を実施し、設備機器の安全確保のための保守点検を行う。
相 手 方	名称	東芝エレベータ株式会社 東北支社
	代表者	支社長 石田 竜治
	所在地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡四丁目2番3号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本エレベーターについては、東芝エレベータ株式会社製の設備であり、製造元である当該業者以外では保守を行うことができないことから、当該設置業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000075 超高速インターネット光ファイバ網保守業務委託
	履行場所	南相馬市小高区・鹿島区地内
	種 類	業務委託
	概 要	小高区・鹿島区に市民向け光ファイバーを市で敷設し民間通信事業者へ貸出を行い、地域住民へインターネットサービスを提供していることから、安定的なサービスの運用を図るため、回線及び設備の保守管理を行うもの。
相 手 方	名 称	東日本電信電話株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 大橋 真孝
	所 在 地	福島県 福島市 山下町 5 番 1 0 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 光ファイバーケーブルの保守については、光ファイバ芯線の賃貸借に関する契約の規定に基づき、当該業者が実施することとなっていることから、当該業者と随意契約とするものである。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000079
	履行場所	統合型地理情報システム保守業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	統合型地理情報システムの保守を行うことで、安定的な運用を図る。
相 手 方	名 称	株式会社パスコ 福島支店
	代 表 者	支店長 佐賀 武義
	所 在 地	福島県 福島市 栄町 6 番 6 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 統合型地理情報システムは、上記事業者が導入して環境構築を行ったため、保守業務委託については上記事業者のみしか行えないことから、随意契約としたい。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000084
		原ノ町駅人道跨線昇降機保全及び定期検査業務委託
	履行場所	南相馬市原町区内
	種 類	業務委託
概 要	原ノ町駅人道跨線昇降機を適正な状態に保つため、点検・保守管理を行う。	
相 手 方	名 称	株式会社日立ビルシステム 東日本支社
	代 表 者	支社長 辻 太郎
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町三丁目 1 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本昇降機については、日立ビルシステム製の設備であり、製造元である当該者以外では保守（保全・検査）を行うことができないことから、当該設置業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 建設部土木課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000086
		小高小・石神中エレベーター保守点検業務委託
	履行場所	小高小学校、石神中学校
	種 類	業務委託
概 要	エレベーターを適正な状態に保つため、遠隔監視装置による監視診断・点検及び3か月に1回の定期点検、建築基準法に基づく定期検査代行を実施し、設備機器の安全確保のための保守点検を行う。	
相 手 方	名 称	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 北日本支社
	代 表 者	支社長 大嶋 清彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区花京院一丁目1-20
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本エレベーターについては、三菱電機ビルソリューションズ株式会社製の設備であり、製造元である当該業者以外では保守を行うことができないことから、当該設置業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局教育総務課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000087
		グループウェア運用支援保守業務委託
	履行場所	復興企画部デジタル推進課
	種 類	業務委託
概 要	仮想環境に構築したグループウェアの保守業務を行うことにより、安定的な運用管理を図るもの。	
相 手 方	名 称	福島コンピューターシステム株式会社
	代 表 者	代表取締役 渡邊 一夫
	所 在 地	福島県 郡山市 大槻町字北八耕地 1 3 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	庁内のグループウェアは、当該事業者が導入して環境構築を行ったため、保守業務委託については当該事業者のみしか行えないことから、随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 復興企画部デジタル推進課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000089 生涯学習センター（原町・ひばり）施設管理業務委託
	履行場所	原町生涯学習センター及びひばり生涯学習センター
	種 類	業務委託
	概 要	原町・ひばり生涯学習センターの夜間及び休祝日の適切な施設利用と施設運用を図るため、管理人による施設管理業務を行う。
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は軽易な施設管理業務であり、当該業者は業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業機会の確保と社会参加に寄与するため、南相馬市シルバー人材センターとの随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局生涯学習課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000090
	履行場所	南相馬市就業改善センター警備業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市就業改善センターにおける火災、盗難及び不良行為を防止し、施設の保全を図り、正常な運営を確保するため警備業務を行う。
相 手 方	名 称	A L S O K 福島株式会社
	代 表 者	代表取締役社長 前田 泰彦
	所 在 地	郡山市 喜久田町字松ヶ作 1 6 番地 9 8
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、当施設の警備機器及び警備システムを設置しており、既存の機器等を取り扱えるのは、当該業者のみである。既存機器を継続して使用することが、警備業務の遂行に不可欠であるため当該業者との随意契約を行うものである。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局生涯学習課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000092
	履行場所	学校教育施設浄化槽清掃業務委託（原町区）
	種 類	業務委託
	概 要	浄化槽法第 9 条及び第 1 0 条の規定に基づき、原町区小中学校の 9 基について、環境省令で定めるところにより浄化槽の処理能力に応じて年 1 回以上浄化槽設備の清掃を行い、浄化槽の水質保全を図るもの。
相 手 方	名 称	株式会社昭和衛生センター
	代 表 者	代表取締役 田原 義久
	所 在 地	南相馬市 原町区日の出町 4 9 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 1 項に基づき、南相馬市では浄化槽清掃を行う許可業者を 3 社とし、区ごとに業者を指定している。原町区については当該業者が指定の業者であり、清掃に必要な資格である浄化槽清掃業許可証と浄化槽汚泥の一般廃棄物収集運搬業許可証を南相馬市から取得している唯一の業者であるため当該業者との随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000093
	履行場所	福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地外
	種 類	業務委託
	概 要	市の指定を受けた結婚相談所が、当該相談所の会員となり結婚相手探しを行う者へ6か月間にわたり異性の紹介や出会いの機会の提供等の婚活支援サービスを提供することに対し、市が、会員本人が負担すべき入会及び活動費用の一部を結婚相談所へ支払うもの。 ・ 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ・ 募集対象 市内に住所を有する独身者で要件すべてを満たす者（最大15人） ・ 提供サービス インターネット結婚相手紹介等サービスの提供、会員向け相談支援、参加者募集チラシ作成及びWeb広告の実施ほか
相 手 方	名 称	マリッジ株式会社
	代 表 者	代表取締役 松橋 隆広
	所 在 地	宮城県 仙台市青葉区 中央一丁目3-1 アエル17階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、連続した6か月間にわたり、独身者である市民が、結婚相談所が提供するオンラインのマッチングシステムを利用し、同システムデータベースに登録された独身男女を対象にお見合い等を行い、結婚を目指すものである。 既存の結婚相談所のサービスは、申請者による検索及びお見合いの申込み、または結婚相談所からの相手紹介のいずれか一方のサービス提供のみであるが、当該事業者は、その両方のサービスに対応できる唯一の事業者であることから、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 こども未来部こども家庭課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000095
		小高コミュニティセンター警備業務委託
	履行場所	小高コミュニティセンター
	種 類	業務委託
	概 要	小高コミュニティセンターにおける火災、盗難及び不良行為を防止し、施設の保全を図り、正常な運営を確保するため警備業務を行う。
相 手 方	名 称	A L S O K 福島株式会社
	代 表 者	代表取締役社長 前田 泰彦
	所 在 地	郡山市 喜久田町字松ヶ作 1 6 番地 9 8
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、当施設の警備機器及び警備システムを設置しており、既存の機器等を取り扱えるのは、当該業者のみである。既存機器を継続して使用することが、警備業務の遂行に不可欠であるため当該業者との随意契約を行うものである。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局生涯学習課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000099
		小中学校小荷物専用昇降機保守点検業務委託
	履行場所	小中学校 1 4 校
	種 類	業務委託
概 要	学校給食の円滑な運搬作業のため、小荷物専用昇降機を適正な状態に保つべく、2 ヶ月に 1 回の定期点検、及び建築基準法に基づく定期調査業務を実施するもの。	
相 手 方	名 称	クマリフト株式会社 郡山営業所
	代 表 者	所長 坪田 幸次
	所 在 地	福島県 郡山市 小原田三丁目 2 番 5 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本小荷物専用昇降機については、クマリフト株式会社製の設備であり、製造元である当該業者以外では保守を行うことができないことから、当該設置業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000100 南相馬市移住相談窓口等業務委託
	履行場所	南相馬市内外
	種 類	業務委託
	概 要	若い世代や子育て世代を中心に、本市が移住先として選択されるよう、移住相談窓口を運営するとともに、本市の魅力ある働き方や暮らし方の認知と関心向上を図るための情報発信や移住関連イベント等を実施することで、移住定住の促進を図ることを目的としている。
相 手 方	名 称	MYSH株式会社 福島浜通り支社
	代 表 者	執行役員福島浜通り支社長 後藤 彩
	所 在 地	南相馬市 原町区二見町 3 丁目 2 8 番
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、移住相談や地域案内に加え、認知拡大や関係構築、仕事や暮らしの体験、定着支援までをワンストップでサポートしていくものであり、移住検討者や移住者に対しては、継続的な相談対応やプロモーション、定住のための関わりづくり等のサポートが重要となるため、継続的な伴奏支援が可能な業者に委託する必要がある。 また、本業務の履行にあたっては、移住者や地域住民、地元高校生・首都圏等在住の本市出身者等との信頼関係が必須であり、本業務が段階的に発展する過程で、実施主体が同一でなければ本業務の目的達成に支障が生じる恐れがあり、これを満たすことができる市内業者は、令和 4 年 7 月から継続して移住相談窓口を運営しており、移住定住促進のためのサポート体制を構築した当該業者のみであることから、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [商工観光部移住定住課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000101 市役所庁舎管理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目地内
	種 類	業務委託
	概 要	市庁舎・庁内備品の維持補修及び庁内水道の塩素濃度等点検管理等を委託し、良好な職場環境を確保する。 業務内容 ・ 庁内及び庁舎敷地内の巡視 ・ 国旗掲揚及び降納 ・ 本庁舎、西庁舎水道水、地下水の塩素濃度等点検 ・ その他随時対応業務
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 公益社団法人南相馬市シルバー人材センターは高齢者の就労に寄与しており、業務を委託することで高齢者の雇用拡大が図られること。また、営利を目的としていないため安価で契約できると見込まれていることから、上記規定に基づき随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [総務部公有財産管理課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000103 エレベーター保守点検業務委託（南相馬市役所）
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目地内
	種 類	業務委託
	概 要	エレベーターの正常な運転機能を維持するため、技術員の派遣及び常時遠隔監視を行い、適切な点検とプログラムによる整備や必要と判定した場合は機器を構成する部品の修理又は取替を行う。
相 手 方	名 称	株式会社日立ビルシステム 東日本支社
	代 表 者	支社長 辻 太郎
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町三丁目1番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該エレベーターについては、日立製のエレベーターであり、当該業者以外では保守点検を行うことができないため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 総務部公有財産管理課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000104 外国人活躍推進事業業務委託
	履行場所	南相馬市原町区旭町二丁目 3 5 番地
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市内に在住または在住を希望する外国人に対して、雇用、在留手続、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に関わる様々な疑問や悩みに対して、多言語による適切な情報提供及び相談対応を行うとともに、市内事業者の外国人雇用促進を図るため、一元的な窓口となる「南相馬市多文化共生センター」を運営し、各種の支援事業等を行うもの。
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬市外国人活躍支援・国際交流協会
	代 表 者	代表理事 大内 安男
	所 在 地	南相馬市 原町区旭町二丁目 3 5 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、「南相馬市多文化共生センター」を運営し、市内事業所の外国人雇用に対する支援を行うとともに、市内に在住または在住を希望する外国人に対して、雇用、在留手続、医療、福祉、地域交流等の生活に関わる様々な相談に対する支援を行うものである。 当該法人は、外国人が南相馬市で活躍できる多文化共生社会を目指すことを目的とし、市内の関係機関の代表者等で設立された法人であり、外国人が直面する多様な問題を支援する体制が構築されているとともに、多言語による情報提供や総合的な相談窓口機能を一元的に行える唯一の組織であることから、当該法人と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [商工観光部商工労政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000105 各種証明書コンビニ交付サーバ保守業務委託
	履行場所	南相馬市役所西庁舎 3 階サーバ室
	種 類	業務委託
	概 要	各種証明書コンビニ交付サーバ保守業務委託を行う。 対象機器 ・各種証明書コンビニ交付サーバ 1 台 ・各種証明書コンビニ交付ファイアウォール 2 台 ・各種証明書コンビニ交付スイッチング HUB 2 台 業務内容 ・機器障害時の修理等対応ほか
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 各種証明書コンビニ交付サーバは当該業者がシステムを構築していることから、当該業者以外では保守を行うことが出来ないため、株式会社日立システムズと随意契約をすることとする。	
工事等担当課名 [市民生活部市民課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

IP20P030

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000108 みなみそうま就職ナビウェブサイト管理運営業務委託
	履行場所	商工観光部商工労政課
	種 類	業務委託
	概 要	市内在住者の市内事業所へ就職及びU・I ターン就職を促すことを目的に、みなみそうま就職ナビウェブサイトの管理運営を行い、事業所情報や就職に関わる情報を分かりやすく発信するもの。
相 手 方	名 称	南相馬 I T コンソーシアム
	代 表 者	代表 田中 章広
	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町 1－5 2－5
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 みなみそうま就職ナビを管理運営するにあたり、南相馬ITコンソーシアムは、本ウェブサイトのシステム設計からサイトデザインまで全てを担当した開発事業者であるため、システムの構成を熟知しており、適切な管理運営を行うことができる唯一の業者であることから随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 商工観光部商工労政課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000110 南相馬市事業化実現プログラム実施業務委託
	履行場所	南相馬市内外
	種 類	業務委託
	概 要	本市への移住・定住につなげるきっかけをつくるため、地方に移住して起業したいという意向を持った若い世代の参加者を対象に、本市の社会課題に対する認知とその解決のための事業アイデアを創出するワークショップを実施する。 また、参加者によって創出された事業アイデアの実現（事業化）に向けた事業の磨き上げや人材育成のためのプログラムを実施する。
相 手 方	名 称	MYSH株式会社 福島浜通り支社
	代 表 者	執行役員福島浜通り支社長 後藤 彩
	所 在 地	南相馬市 原町区二見町3丁目28番
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、本市で起業を目指す若い世代の事業アイデアの事業化実現に向けたサポートプログラムであり、令和5年度及び6年度から継続して本市で事業化を目指しているプログラム参加者に対して、定期的な助言や指導等のサポートが重要となるため、継続的な伴奏支援が可能な業者に委託する必要がある。 また、本業務の履行にあたっては、プログラム参加者、地域の住民や事業者との信頼関係が必須であり、本業務が段階的に発展する過程で、実施主体が同一でなければ本業務の目的達成に支障が生じる恐れがあり、これを満たすことができる市内業者は、本プログラムを開発した当該業者のみであることから、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [商工観光部移住定住課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000126 南相馬市サポーター一会報誌等制作業務委託
	履行場所	南相馬市 移住定住課
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市とつながりを持ちたいと考える南相馬市サポーターに南相馬市の情報を伝え、南相馬市の魅力を知り、実際に南相馬市を訪れること等につなげることで関係性を深めるために年 1 回の会報誌の発行、週1回の音声メディアでの配信を行う。
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬観光協会
	代 表 者	会長 鈴木 清重
	所 在 地	南相馬市 原町区本町二丁目 5 2 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、南相馬市サポーターへの情報発信及び市へ訪問するきっかけとなることを目的としており、南相馬市の魅力をより効果的に伝えることが重要である。 当該業者は、様々な市内事業者が会員となっていることから、市内事業者を巻き込んだ事業実施が可能である。また市内の観光情報や相馬野馬追等のイベント情報等に精通しており、効果的な企画提案が可能であることから、本業務を効果的・効率的に実施できる市内事業者は、当該業者のみであるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 商工観光部移住定住課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000129 水道給・配水施設漏水通報待機業務委託
	履行場所	南相馬市原町区及び小高区
	種 類	業務委託
	概 要	漏水通報により水道水か否かの現場確認作業、及び漏水修繕工事の実施時期の判断、並びに緊急時の現場対応等をするもの。 平日夜間待機時間 (17:00~22:00) 5.0h/日×242.0日=1,210h 土日祝祭日待機時間 (8:30~22:00) 13.5h/日×123.0日=1,661h 令和7度待機時間合計 365日 2,871時間
相 手 方	名 称	南相馬市管工事協同組合
	代 表 者	代表理事 但野 浩
	所 在 地	南相馬市 原町区二見町二丁目9番地の6
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、漏水通報に伴う給・配水施設等水道施設からの漏水か否かの現場確認作業及び修繕工事の実施時期の判断、並びに緊急時の現場対応等高度な技術力と判断力を必要とする。本業務が履行可能なのは市内の給・配水施設を熟知し、漏水修繕及び水道管布設工事の実績がある組合員で構成されている当該業者のみであることから随意契約したい。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000132
	履行場所	施設管理業務委託（中央図書館）
	種 類	業務委託
	概 要	中央図書館、市民情報交流センター及び駐車場内の巡回・点検を行うもの。
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 3 7 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは、同条項第 2 項に規定するシルバー人材センターで、その所在が南相馬市内にあるものに該当する団体であり、高年齢者に適した業務で、雇用の安定に寄与し、かつ安価に契約できるため。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局中央図書館]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000133 電算システム運用支援業務委託
	履行場所	デジタル推進課
	種 類	業務委託
	概 要	電算関連業務全般に関するコンサルタント業務、職員が業務で使用するパソコン全般の管理及び市が導入したシステムに係る運用支援業務。
相 手 方	名 称	株式会社 F S K
	代 表 者	代表取締役 坂本 桂一
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町三丁目 1 6 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、電算関連業務全般に関するコンサルタント業務、職員が業務で使用するパソコン全般の管理及び市が独自に導入したシステムに係る運用支援業務であり、行政システム全般を取り扱うものであるため、すべての業務を行うためには市の電算システムを熟知していなければならない。 当該業者はこれまで市の電算業務を行い、当該業務を熟知しているため、業務を円滑に履行できるのは当該業者のみであることから随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 復興企画部デジタル推進課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000134 新刊全件マーク作成業務委託
	履行場所	南相馬市立中央図書館
	種類	業務委託
	概要	新刊全件マーク（毎年発行される出版点数、約70,000件の定期的なデータ提供）の作成業務を行うもの。
相 手 方	名称	株式会社図書館流通センター
	代表者	代表取締役 谷一 文子
	所在地	東京都 文京区 大塚三丁目1番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、現在図書館で使用している図書館システムに取り込むための書誌データ（図書の基本情報）を作成する業務であり、当該業者は、当該図書館システムに対応しかつ、十分な量のデータを作成できる唯一の業者であることから、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局中央図書館]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000139 南相馬市サポーター関係深化プログラム実施業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種 類	業務委託
	概 要	市と関わりを持ちたいと考えている南相馬市サポーターの本市への来訪機会の創出および本市への関心をさらに高めることで関係性を深めるために、年 2 回のツアー、年 1 回の参加者交流会を実施する。
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬観光協会
	代 表 者	会長 鈴木 清重
	所 在 地	南相馬市 原町区本町二丁目 5 2 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、南相馬市サポーターへの情報発信を行うとともに、市内ツアー、首都圏での交流会を実施し、本市への来訪機会の創出と本市との関係性を深めることを目的とした業務である。 当該業者は、業種や目的が多岐にわたる市内業者等で構成されていることから、本業務の実施に関して市内事業者等と連携し、効率的な事業実施が可能である。また、相馬野馬追をはじめとする通年での観光情報を提供できることから、時期を捉え本市の魅力を再認識してもらうための効果的な企画提案が可能であると見込めることから、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [商工観光部移住定住課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000141 災害公営住宅エレベーター保守点検業務委託（栄町団地）
	履行場所	南相馬市原町区栄町三丁目地内
	種 類	業務委託
	概 要	当該団地に設置しているエレベーターについて、運転機能を常に安全かつ良好に維持するため、計画的に技術員を派遣し適切な点検とプログラム整備を行う。 設置基数：3 基
相 手 方	名 称	株式会社日立ビルシステム 東日本支社
	代 表 者	支社長 辻 太郎
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町三丁目 1 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本エレベーターの保守点検業務については、エレベーターの設置業者以外では保守管理を行うことができないことから、当該設置業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 建設部建築住宅課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000151 特定健診未受診者対策事業業務委託
	履行場所	健康福祉部健康づくり課 外
	種 類	業務委託
	概 要	国保特定健診の受診者数等のデータ分析及び受診勧奨に関する業務。 (具体的な業務内容) ・ データ分析 ・ 通知による受診勧奨 (ハガキ勧奨通知(2回)、ショートメッセージサービス、健診特設Webサイト) ・ 受診勧奨チラシ作成 (対新規国保加入者、対通院者) ・ 報告会(期中、期末)
相 手 方	名 称	株式会社キャンサースキャン
	代 表 者	代表取締役 福吉 潤
	所 在 地	東京都 品川区 西五反田一丁目3番8号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、福島県国民健康保険団体連合会が令和元年より実施している特定健診未受診者対策事業における事業実施業者であり、人工知能とソーシャルマーケティングを活用し、特定健診受診率向上事業を専門に全国で800を超える自治体と事業を実施している。(県内では令和6年度35市町村と契約) また、南相馬市では令和3年度より業務委託し、特定健診受診率が令和2年度29.3%から令和5年度39.3%に向上している。継続した受診率向上を目指すため、全国の自治体が実施している受診勧奨等のノウハウがあり、効率的で効果的な受診勧奨を実現するためには他業者では実施できないため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [健康福祉部健康づくり課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000153 防災行政無線システム保守点検業務委託
	履行場所	危機管理課
	種 類	業務委託
	概 要	市内防災行政無線におけるソフトウェア及びハードウェアの保守点検業務 定期点検（1 回） 機器の故障等発生時の指導・助言 定期打合せ（1 回） ほか
相 手 方	名 称	日本電気株式会社 福島支店
	代 表 者	支店長 筒井 滋
	所 在 地	福島県 郡山市 清水台 2 丁目 1 3 番 2 3 号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本防災行政無線機器及びシステムの保守業務については、設置業者以外では保守を行うことができないことから、当該設置業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 復興企画部危機管理課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000154 南相馬チャンネル管理業務委託
	履行場所	南相馬市小高区・鹿島区・原町区
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬チャンネルのコンテンツ制作および放送施設の保守管理を行う。 運営・管理業務 一式 放送コンテンツ制作・管理業務 一式 運営及びコンテンツ制作関連業務 一式 難視聴対策業務 一式 放送システム保守業務 一式
相 手 方	名 称	株式会社リコエイト
	代 表 者	代表取締役 長森 あゆみ
	所 在 地	南相馬市 原町区日の出町 1 6 7 番地 7 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該事業者は、南相馬チャンネルの番組制作や機器保守の実績があり、既存の放送設備の構成や操作などを熟知している。加えて、市内に事業所を有しており、放送機器等に不具合が発生した場合に迅速かつ的確な対応が可能な唯一の事業者であることから随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 総務部秘書課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000156 南相馬市水道事業配水流量監視業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原地内
	種 類	業務委託
	概 要	配水流量監視業務 1.0式 流量調査 1.0式、クラウド型流量監視装置保守 1.0式、交通旅費 1.0式
相 手 方	名 称	フジ地中情報株式会社 東北支店
	代 表 者	支店長 藤田 智
	所 在 地	宮城県 仙台市青葉区 上杉五丁目3番地36号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、牛越浄水場にクラウド型流量監視装置を設置し、常時配水量を監視することにより、緊急性が伴う漏水調査に迅速に対応し、水道管路の維持管理の効率化を行うものである。 水道管路の維持管理の効率化を図るためには、配水量の異常を早期に発見し、迅速に漏水調査対応、修繕対応を行わなければならないため、本業務から漏水調査までの連携を徹底し、熟達していなければならない。 本市では、令和3年度から令和7年度まで、内申業者と「南相馬市水道管路維持管理業務委託」を締結しており、流量監視と漏水調査対応の連携が重要な本業務は、当該業者以外では履行が不可能であることから、随意契約により契約を行いたい。	
工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000157 災害情報等メール配信システム借上げ
	履行場所	危機管理課
	種 類	賃貸借
	概 要	手動入力及び気象庁発表の気象注意報・警報等や防災行政無線システムと連動した自動メール配信システムの利用契約
相 手 方	名 称	日本電気株式会社 福島支店
	代 表 者	支店長 筒井 滋
	所 在 地	福島県 郡山市 清水台 2 丁目 1 3 番 2 3 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、南相馬市の防災行政無線システムの機器及びシステムを構築した施工業者である。 本システムは防災行政無線システムと連動した自動メール配信機能を有しており、運用する上で機器及びシステム構成の熟知が必要となるため、適切な運用を確保できる当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [復興企画部危機管理課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000158
		小高区地域づくりインターン事業業務委託
	履行場所	小高区一円
	種類	業務委託
概 要	インターンをする大学生等を募集し、地域の問題や魅力について自らの目線で捉え、また地域の未来の姿を想像し、模索しながら課題を調査する実践型の地域活動を行っていただく。 課題調査は、活動範囲を小高区に限定することで地域住民等と大学生等との距離が近くなり、密度の高い関係性を築くことができる。 これにより、インターンで活動した大学生等がインターン後も小高区との縁を育める人材に成長し、小高区を何度も訪れるリピーターになり、更には移住先に小高区を選択する可能性の拡大に繋げることを目的とする。	
相 手 方	名称	OWB株式会社
	代表者	代表取締役 和田 智行
	所在地	南相馬市 小高区本町一丁目47番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業は当該事業者が令和5年度より受託しており、その実績をもとに若い世代の視点から課題を調査するための大学生等の募集、その他事業の管理運営などの受け入れ態勢が整っている。 また、小高区の実情に精通し、事業目的である地域の問題に対し実践型のインターン活動を行うための充実したメンターの手配を唯一履行できる事業者であるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [小高区地域振興課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000161 令和 7 年度外出支援サービス事業に係る業務委託
	履行場所	南相馬市内外
	種 類	業務委託
	概 要	おおむね 6 5 歳以上で心身に障がいがあり、一般の交通機関を利用することが困難で移送サービスが必要な方を相双地域内の医療機関、在宅福祉サービス、介護予防等事業所と自宅の間を送迎等移送するサービス及び付帯する運行管理（受付・車両管理）等の事務業務を行う。 事業期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該シルバー人材センターは、輕易な本業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターとの随意契約をするものである。	
工事等担当課名 [健康福祉部長寿福祉課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000162 南相馬市公式LINE運用業務委託
	履行場所	南相馬市総務部秘書課
	種 類	業務委託
	概 要	市政に対する理解促進や参加意識の向上を図ることなどを目的として、安定的かつ継続的に市民へ情報発信を行うため、公式LINEの運用・保守を行うもの。 LINE情報発信サービス運用保守 基本機能 一式 通報（報告）機能 一式 相談機能 一式 管理者ライセンス（Kintone） 一式
相 手 方	名 称	株式会社福島情報処理センター
	代 表 者	代表取締役社長 小暮 憲一
	所 在 地	福島県 郡山市 桑野三丁目18番24号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該事業者は、県内唯一のLINE株式会社の認定パートナーとされた事業所であり、システムの仕組みを熟知していることに加え、令和6年1月からデジタル推進課の事業である南相馬市公式LINE機能拡張業務委託の委託事業者でもあり、市のカスタマイズ内容等を把握しているため、本市の公式アカウントを安定的かつ継続的に運用可能な唯一の事業者であることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 総務部秘書課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000165 戸籍総合システム保守業務委託
	履行場所	南相馬市役所本庁・小高区役所・鹿島区役所 ほか
	種類	業務委託
	概要	戸籍総合システム及び事務内連携に係るアプリケーション等周辺機器の安定的な運用を図るため、保守体制の確保をする。 (1) システム保守の範囲：戸籍総合システム、戸籍事務内連携アプリケーション及び周辺機器 (2) 業務内容：●システム関連問い合わせ対応、機器障害時の修理対応 ●システム全体状況確認（月1回以上、訪問による） ●戸籍システムに必要なデータの更新、提供 ほか
相 手 方	名称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 佐藤 勝彦
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目15番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は当該業者がシステムの構築業者であることから、他業者では保守業務が行えないため、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 市民生活部市民課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000173 戸籍システム国籍地域対応業務委託
	履行場所	南相馬市役所ほか市の指定する場所
	種 類	業務委託
	概 要	法務省が示す戸籍情報システム標準仕様書第 4. 0 版において、「国籍」を「国籍・地域」に変更する改定がされたことから、標準仕様書に対応した戸籍システムの改修を行う。 ① 新規インデックスの追加…既存の37身分事項のうち新規インデックス「●●の国籍・地域」を追加する。 ② 新規身分事項の追加…「外国人配偶者の国籍・地域変更」事項を新規に追加する。 ③ 証明書／帳票／画面表示の変更 ④ 時限制御…法施行後は「●●の国籍」と「●●の国籍・地域」の両方の対応とする。 ⑤ 副本データの抽出仕様／連携データのファイルレイアウトの変更 ほか
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は当該業者がシステムの構築業者であることから、他業者ではシステムの改修を行うことができないため、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [市民生活部市民課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000175
		小中学校高速通信環境保守業務委託
	履行場所	小中学校 17 校
	種 類	業務委託
概 要	小中学校に設置したネットワーク機器の保守業務を行うことにより安定的な学習環境の保持と運用管理を図る。 保守対象物品 ・ UTM FG-400E 4 台 外 489 台	
相 手 方	名 称	東日本電信電話株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 大橋 真孝
	所 在 地	福島県 福島市 山下町 5 番 10 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	小中学校ネットワーク機器は、当該業者が導入して環境構築を行ったため、保守業務については当該事業者のみしか行えないことから、当該事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局教育総務課]		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000177 原町陣ヶ崎公園墓地清掃業務委託
	履行場所	原町陣ヶ崎公園墓地
	種 類	業務委託
	概 要	市営原町陣ヶ崎公園墓地内（１～３号調節池、２号調節池先の１号流末排水路、３号調節池先の２号流末排水路含む、一部急斜面等を除く）の景観美化を保つため、ごみ清掃、トイレ清掃・管理、除草、樹木の剪定作業等を行うものとする。
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 この業務は軽易な清掃業務であり、当該業者はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。また、高齢者の就業の機会確保と社会参加推進に寄与するため、当該業者との随意契約としたい。	
工事等担当課名 [市民生活部環境政策課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000179
		戸籍への氏名の振り仮名通知発送業務委託
	履行場所	南相馬市市民生活部市民課ほか市の指定する場所
	種 類	業務委託
概 要	戸籍への氏名の振り仮名を迅速かつ正確に記載するため、本籍人に対して、仮の振り仮名を通知するため通知書（圧着ハガキ）の作成、発送を行う。	
	(1) 通知書の様式作成 (2) 通知書の作成・印刷 (3) 通知書の納品・発送	
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目15番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は令和7年5月26日の改正戸籍法施行後、戸籍の氏名に振り仮名を記載するため、遅滞なく本籍人に対し、確認用の「仮の振り仮名」を通知する業務である。 また、国の補助金交付決定後、速やかに現行の戸籍総合システムにより印刷データを構築する必要があることから、現行システムの開発保守をしている当該業者でなければ履行ができないため当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 市民生活部市民課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000184 北泉仮置場維持管理業務委託
	履行場所	北泉仮置場
	種 類	業務委託
	概 要	北泉仮置場を常時、良好な状態に維持して、異状が生じた場合は適切な措置、補修等を行うもの。
相 手 方	名 称	南相馬市復興事業協同組合
	代 表 者	理事長 石川 俊幸
	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町四丁目 4 3 番地 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は「南相馬市除染作業および除去土壌等の保管管理業務」において造成した除去土壌等仮置場の維持管理を行う業務であり、当該業者は震災後の復興事業において市内全域の建設業者が集結した団体である。 津波・地震災害によるガレキ解体や生活圏除染・農地除染で大手企業と連携した作業に従事した経験から、除去土壌等仮置場の構造を熟知し、補修に関する専門的な知識や技術を持っており、かつ業務を習熟しているのは当該事業者のみであるため、当該事業者との随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部環境政策課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000185 南相馬市移住・定住者向け空き家利活用推進業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市移住・定住者向け空き家利活用推進業務委託 (委託業務の内容) 1 空き家と住まいの相談窓口「ミライエ」の運営 2 空き家・空き地バンク業務 3 空き家の掘り起こし・調査 4 空き家利活用に関する情報収集、分析、企画、提案
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬空き家・空き地サポートセンター
	代 表 者	代表理事 荒 明 健
	所 在 地	南相馬市 原町区旭町一丁目 4 6 - 4 2 F 東
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、相談者などへの相談対応から解決・提案までをワンストップで行うことが必要である。 当該法人は、行政と連携しながら、空き家の利活用や適正管理の促進に向けた取り組みを進めるため、市内の「 宅建協会」「全日本不動産協会」「建築士会」の会員から構成され、設立された法人であり、不動産取引や建築 に関する専門的知識や経験を有するとともに、市内の不動産業・建築業に精通する法人である。また、同法人に は、全国的に実績がある事業者も在籍しており、空き家等の利活用に関する様々なネットワークやノウハウを有 し、本業務における空き家相談について、本業務を効果的かつ効率的に実施できる当該法人であることから、随 意契約とするもの。	
工事等担当課名 [建設部建築住宅課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、
当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000186 南相馬市小中学校 I C T 利活用支援業務委託
	履行場所	南相馬市立小学校および中学校 1 7 校
	種 類	業務委託
	概 要	小中学校に整備された I C T 機器を活用した授業の質向上のため、I C T 利活用に係る支援業務を委託する。 I C T 支援員配置人数 9 人（1 人当たり担当 2 校以内）
相 手 方	名 称	株式会社夢デザイン総合研究所 南相馬支店
	代 表 者	支店長 森 仁市
	所 在 地	南相馬市 原町区錦町一丁目 2 3 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者とは令和 2 年度から継続して委託契約を結んでおり、タブレット端末の管理サポートや I C T 機器等の操作支援を行うとともに、活用に向けた検討・準備等を教職員と行っており、各校の状況を熟知し、信頼関係も築かれている。 また、市内に事業所を有する業者の中で、委託する業務内容に対応できる業者が上記業者のみであることから随時契約するもの。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局学校教育課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000187 空き家と住まいの相談窓口運営管理等業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種 類	業務委託
	概 要	空き家と住まいの相談窓口運営管理等業務委託 (委託業務の内容) 1 移住者以外に対する空き家と住まいの相談窓口としての相談業務 2 空き家と住まいの相談窓口の運営と事務所等の維持管理 3 空き家と住まいの相談窓口で使用する車両等の維持管理 4 空き家と住まいの相談窓口の経理に係る経費の管理 5 その他空き家と住まいの相談窓口運営に必要な業務
相 手 方	名 称	一般社団法人南相馬空き家・空き地サポートセンター
	代 表 者	代表理事 荒明 健
	所 在 地	南相馬市 原町区旭町一丁目 4 6 - 4 2 F 東
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該法人は、行政と連携しながら、空き家の利活用や適正管理の促進に向けた取り組みを進めるため、市内の「宅建協会」「全日本不動産協会」「建築士会」の会員から構成され、設立された法人であり、不動産取引や建築に関する専門的知識や経験を有するとともに、市内の不動産業・建築業に精通している。本業務における空き家相談等について、効果的かつ効率的に実施するためには、同じ事業者が行うことが必要不可欠であることから、当該法人との随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部建築住宅課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000193 プログラミング授業実施業務委託
	履行場所	南相馬市立小学校
	種 類	業務委託
	概 要	小学校におけるプログラミング教育の推進を図るため、プログラミング学習用ロボットを活用した授業実施に係る業務を委託する。
相 手 方	名 称	株式会社リビングロボット
	代 表 者	代表取締役社長 川内 康裕
	所 在 地	福島県 伊達市 坂ノ下15
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、小学校におけるプログラミング学習用ロボットを活用した授業実施にあたり、習熟度に応じた授業計画や指導案の提案、教員向け事前研修、授業サポートを行う業務である。 選定業者は、本業務で活用するプログラミング学習用ロボットや学習用ソフトウェアを開発・提供しており、習熟度に応じた授業計画や指導案の提案ができる唯一の業者であることから上記業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000196 えいご発音あそび支援業務委託
	履行場所	南相馬市立幼稚園及び保育園、認定こども園、小高小学校
	種 類	業務委託
	概 要	幼児期の子どもたちにあそびを通じて英語に慣れ親しむとともに、英語を聞く力や正しい発音を身につけさせるため、えいご発音あそびに係る支援業務を委託する。
相 手 方	名 称	アイティソルブ株式会社
	代 表 者	代表取締役 田中 栄一
	所 在 地	東京都 品川区 西五反田2-15-7 ジブラルタ生命五反田ビル3F
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該事業者は、独自の幼児向けの英語発音トレーニングである「えいご発音あそび」を開発した業者であり、豊富な英語発音指導の実績を有していること、「えいご発音あそび」を活用した発音指導が可能な唯一の事業者であることから随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000198
		スクールカウンセリング等業務委託
	履行場所	原町第三小学校ほか 7 校
	種 類	業務委託
概 要	社会的に問題となっているいじめや不登校などの児童生徒間の問題の解決、震災後の心のケアに資することを目的に、児童生徒の心のケアや教職員や保護者に対して指導助言等行うため、スクールカウンセリング等を実施するもの。 【派遣校】 原町第三小学校、小高小学校、原町第一中学校、原町第二中学校、原町第三中学校、石神中学校、鹿島中学校、小高中学校	
相 手 方	名 称	学校法人国際学園
	代 表 者	理事長 前田 豊
	所 在 地	神奈川県 横浜市青葉区 さつきが丘 8 番 8 0
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、小中学校において臨床心理士等の有資格者によるカウンセリングの実施、学校関係者やスクールソーシャルワーカー等との連携・協力依頼があり、震災後の平成 2 4 年度以降から継続して市内小中学校においてカウンセラー業務が行われてきた。当該事業者については、平成 2 4 年度より実施された文科省事業の受託事業者として市内小中学校へカウンセラーを派遣しており、また平成 2 7 年度以降は当該業務委託契約の受託事業者として市内小中学校でのカウンセリング業務を実施してきた実績がある。児童生徒の心の成長をきめ細やかに見守るためには長期的・継続的なケアが必要であること、また派遣学校における児童生徒の心理的な変遷や実態に即したカウンセリングができる事業所が当該事業者のみであることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000200 学校給食センター給食業務委託（鹿島区）
	履行場所	南相馬市学校給食センター
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市学校給食センターにおける学校給食業務の委託。 業務内容 (1) 食材の検収 (5) 施設・設備の清掃及び点検等 (2) 調理 (6) 廃棄物の処理 (3) 配缶及び回収 (7) 長期休業中の作業（給食調理室及びその附帯施設・設備の清掃等） (4) 使用器具の消毒等 (8) その他（1）～（5）に付帯して必要とされる業務
相 手 方	名 称	かしま給食企業組合
	代 表 者	代表理事 若松 篤実
	所 在 地	南相馬市 鹿島区寺内字狐畑 1 4 番地の 3
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、鹿島区にある南相馬市学校給食センター給食業務受託のために設立された組合であり、平成 1 7 年より学校給食センター給食業務委託（鹿島区）を受注し、これまで学校給食業務を支障なく遂行している。 このような経緯から、調理・配送も含めた当該業務を行えるのは、入札参加資格を有する鹿島区内の業者のうち当該業者のみであるため、随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000205 災害公営住宅エレベーター保守点検業務委託（大町西団地・大町東団地）
	履行場所	南相馬市原町区大町二丁目地内
	種類	業務委託
	概要	定期的な保守点検により団地内エレベーターの機能維持を図る。 箇所及び基数：大町東団地2基、大町西団地1基
相 手 方	名称	東芝エレベーター株式会社 東北支社
	代表者	支社長 石田 竜治
	所在地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡四丁目2番3号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本エレベーターの保守点検業務については、設置業者以外では保守点検を行うことができないことから、当該設置業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 建設部建築住宅課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000209 集団健(検)診案内通知作成及び封入封緘・発送業務委託
	履行場所	健康福祉部健康づくり課 外
	種類	業務委託
	概要	集団健(検)診の案内通知等の作成や検査資材等の封入封緘・発送業務 (業務内容) (1) 通知書等作成 総合健(検)診：7種類、レディース検診：3種類 (2) 封入封緘 総合健(検)診：最多11種類、レディース検診：2種類 (3) 発送運搬 総合健(検)診：約22,200件、レディース検診：約2,500件
相 手 方	名称	公益財団法人福島県保健衛生協会
	代表者	会長 鈴木 順造
	所在地	福島県 福島市 南中央4丁目2番地2
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、県内自治体の各種健(検)診を総合的に実施している財団法人で、南相馬市民の各種健(検)診についても経年的に実施している。 本事業は、集団健(検)診通知書等作成や検査資材等の封入封緘・発送業務であるが、当該業者が使用する受診カードや尿検査資材などを封入する。また、多様な封入パターンのある約25,000件を短期間で作業ができ、健(検)診内容を熟知している業者は当該業者であるため随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 健康福祉部健康づくり課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000212 集団健(検)診予約システム及びコールセンター業務委託
	履行場所	健康福祉部健康づくり課 外
	種類	業務委託
	概要	集団健(検)診の日時等の予約・変更の受付管理 (業務内容) ・Web予約システムの構築運用業務 ・予約受付コールセンター業務
相 手 方	名称	公益財団法人福島県保健衛生協会
	代表者	会長 鈴木 順造
	所在地	福島県 福島市 南中央4丁目2番地2
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業は、集団健(検)診の予約受付を行う事業であり、市が実施する各種健(検)診の専門的な知識を有することが必須である。 当該事業者は、県内自治体の各種健(検)診を総合的に実施している財団法人で、専門的な知識があり、南相馬市民の各種健(検)診についても経年的に実施している。また、当該事業者が使用する予約受付システムについては、現在健康づくり課で稼働している健康管理システムとの連携が可能である。 予約から、予約者の結果登録まで一括で管理連携ができ、かつ集団健(検)診の実施が可能な業者は、当該業者のみであるため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [健康福祉部健康づくり課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000216 令和7年度南相馬市農業学校管理運営事業業務委託
	履行場所	南相馬市小高区南鳩原地内 外
	種 類	業務委託
	概 要	本市の農業の持続的な発展を図るため、市内外から新規就農希望者を集め、新たな農業担い手を確保・育成するとともに、地域の農業者も併せて育成することを目的とした農業研修事業を実施する。 本委託事業では、農業学校の管理運営全般として、農業研修事業の運営に加え、農業交流施設の管理や農業交流事業の実施等の業務を行う。
相 手 方	名 称	株式会社マイファーム
	代 表 者	代表取締役 西辻 一真
	所 在 地	京都府 京都市下京区 東塩小路町607番地辰巳ビル1階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 農業学校の管理運営は、株式会社マイファームが提供するコンセプトとカリキュラムに基づき行われており、当該事業者は農業学校のコンセプト及びカリキュラム構成を熟知している唯一の事業者である。 加えて、本年度から、前年度までの学生に対するフォローアップ業務が追加となるが、当該事業者は第1期の学校運営を行っていることから、第1期生の特徴を考慮したフォローアップが可能な事業者でもある。 以上のことから、当該事業者は適正に業務を遂行できる唯一の事業者であるため随意契約をするものである。	
工事等担当課名 〔 農林水産部農政課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000217 食品等放射能簡易分析装置保守点検業務委託（学校教育課分）
	履行場所	学校給食センター、原町第一小学校、石神第二小学校、原町第一中学校
	種 類	業務委託
	概 要	学校給食に対する安全安心の確保を図るため、放射能簡易分析装置 9 台を学校給食センター、原町第一小学校、石神第二小学校、原町第一中学校に配置し、給食食材等の検査を行っている。当該分析装置については、放射能測定の正確性を確保するために年に一回の保守点検を行う必要があることから、保守点検業務を委託するもの。
	作業予定	学校給食センター 2 台、原町第一小学校 1 台、石神第二小学校 1 台、原町第一中学校 1 台
相 手 方	名 称	宝化成機器株式会社
	代 表 者	代表取締役 井上 昭二
	所 在 地	福島県 郡山市 喜久田町卸一丁目 6 2 番地 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本市学校給食センター及び市内小中学校に設置してある分析装置「CAN－OSP－NAI」5 台については当該事業者が納入者であり、分析装置の保守点検は当該事業者しか行えないことから、随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局学校教育課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000219 林道維持管理業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種類	業務委託
	概要	南相馬市内林道の円滑な通行を確保し、交通事故などを未然に防止するため、草刈り、側溝等道路施設の清掃等の維持管理を行う。 ※業務内容 側溝土砂撤去及び清掃、草刈り、支障木伐採及び撤去、緊急的な道路補修等 49路線（鹿島区：20路線、原町区：22路線、小高区：7路線）
相 手 方	名称	南相馬市復興事業協同組合
	代表者	理事長 石川 俊幸
	所在地	南相馬市 原町区橋本町四丁目43番地1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託は、主に人力による林道維持管理を行うものであり、南相馬市復興事業協同組合には南相馬市内建設業者が複数加入して作業員の確保が十分できること、また、南相馬市内全域の林道現況を把握しており、市からの緊急的な業務にも対応ができることから、本業務を遂行できるのは当該業者のみであるため随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 農林水産部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000220
	履行場所	聴く力・伝える力向上研修「聴くトレ」実施業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	市の組織課題である職員間のコミュニケーション不足や上司・部下との関係性等を改善することを目的に、市職員に対し、聴く力・伝える力向上研修「聴くトレ」を実施し、外部人材（サポーター）とのオンライン1on1による聴かれる体験や聴くことの知識のインプット、聴く練習の実践やサポーターによる振り返りの経験学習を実施するもの。
相 手 方	名 称	エール株式会社
	代 表 者	代表取締役 櫻井 将
	所 在 地	東京都 品川区 東五反田1丁目10番8号五反田S&Lビル 4F
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、市役所の組織としての課題である、職員間のコミュニケーション不足、上司・部下との関係性等の改善のため、管理職等を対象に、聴く力・伝える力向上研修「聴くトレ」を実施するものである。 「聴くトレ」は、外部人材とのオンライン1on1による聴かれる体験や聴くことの知識のインプット、聴く練習の実践や振り返りなどを通して、職員の聴く力・伝える力の向上を図る独自のプログラムであり、令和6年度モデル部署を選定の上、導入した実績もある。 当該業者は、「聴くトレ」の開発業者であることから、本業務を実施できる唯一の事業者であるため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 総務部総務課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000223
		イントラネット保守業務委託
	履行場所	南相馬市内
	種 類	業務委託
概 要	市の公共施設向け自営光ファイバー網により、庁舎感や各公共施設をネットワークで結んでおり、職員が安心して業務執行ができるよう情報セキュリティの確保及び保守を行う。 保守内容 ・運用管理 ・故障修理 ・ライセンス更新管理 ・専用線及び回線設備維持	
相 手 方	名 称	東日本電信電話株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 大橋 真孝
	所 在 地	福島県 福島市 山下町 5 番 1 0 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、イントラネットの機器導入及び構築を行った当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約する。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000225 南相馬市地域おこし協力隊募集及び活動支援業務委託
	履行場所	市内一円
	種 類	業務委託
	概 要	都市地域からの新たな人材を呼び込み、地域住民等と連携しながら市内の活性化に資する活動を担う地域に根ざした人材を育成し、活力あるまちの創造を図るために、人材募集とその活動支援を行うことを目的とする。
相 手 方	名 称	OWB株式会社
	代 表 者	代表取締役 和田 智行
	所 在 地	南相馬市 小高区本町一丁目47番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、小高区の避難指示区域解除当初より、帰還を目指す住民の支援や地域活性化を掲げて、独自の調査結果から地域の需要を迅速に把握し、企画立案及び運用を行い、一定の成果を上げているとともに、その活動内容を各種メディアで発信し、地域ブランドの向上を目指すなど、情報発信能力にも長けている。 また、本業務を平成29年度より継続して受託しており、業務内容を熟知していることから、効率的な履行及び業務の連続性が確保できる。 以上のことから、多業種連携による情報発信や隊員募集を継続的に行うことが可能な市内唯一の業者であるため、上記業者と随意契約することとする。	
工事等担当課名 [商工観光部商工労政課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000226 組織活性化のための職員意識調査・研修業務委託
	履行場所	南相馬市役所 総務部総務課 組織人材開発室
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市職員のモチベーションや貢献意欲を高め、組織力を向上させるとともに、病気休暇や早期離職等を抑制することを目的に、市職員に対しアンケート調査を実施し、分析結果を基にした組織課題に対する改善策の検討及び研修、伴走支援を実施するもの。
相 手 方	名 称	学校法人早稲田大学 総合研究機構
	代 表 者	機構長 川上 泰雄
	所 在 地	東京都 新宿区 早稲田鶴巻町 5 1 3
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該大学は、令和 5 年度から令和 6 年度まで、組織診断のための職員アンケートや職員ヒアリング等を実施しており、これまでの経過や状況を十分に把握している唯一の大学である。 令和 7 年度は、令和 6 年度までの調査結果から分析した組織課題をふまえて、職員アンケートを実施し、その分析結果を基にした対応策を検討及び実施するほか、選抜部署に対する追加アンケートや伴走支援を実施していく予定であり、アンケートの設計、実施、結果の分析、分析結果に基づく対応策や研修等を実施するには、継続性が必要であることから、他の大学や事業者では対応が不可能であるため、当該大学と随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000228 南相馬市職員 E A P 業務及びストレスチェック業務委託
	履行場所	総南相馬市役所 総務部総務課人事給与係
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市職員のこころの健康の維持・増進を通して、仕事のパフォーマンスを向上させることを目的に、E A P 業務及びストレスチェック業務（職員単位でのストレスチェック及び職場のストレス状況の組織分析等）を実施する。
相 手 方	名 称	有限会社アサカサービスセンター
	代 表 者	代表取締役 青木 瑠依子
	所 在 地	福島県 郡山市 安積町笹川字経坦 4 5
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、臨床心理士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、看護師等、多数のメンタルヘルスの専門家を有しており、平成 2 8 年度から本市のストレスチェックの共同実施者としてメンタルヘルスに関する研修計画や集団分析によるコンサルティングを実施するなど、これまでの経過や状況を十分に把握する唯一の業者である。 令和 6 年度から新たに委託した E A P 業務により、職員やその家族が回数制限なく電話やメールで仕事やプライベートの悩みを相談できる体制にて相談支援業務を実施している。ストレスチェックの結果を保有し、集団分析により市の職場環境にも精通し、市が求める相談支援体制で業務を遂行できるのは、多数の専門家による豊富な知見を有する当該業者のみであるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [総務部総務課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000230
	健康管理システム保守業務委託	
	履行場所	健康福祉部健康づくり課・こども家庭課
	種 類	業務委託
概 要	健康管理システムの保守業務 ・パッケージ、ミドルウェア利用 ・パッケージ保守 ・運用サポート ・データ標準レイアウト改版対応 ・A I T E L W E B 問 診 対 応 ・管理	
相 手 方	名 称	株式会社 F S K
	代 表 者	代表取締役 坂本 桂一
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町三丁目 1 6 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	当該業者は、本健康管理システム構築業者であり、他業者では保守業務が行えないため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [健康福祉部健康づくり課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000233
	履行場所	市営住宅植栽管理業務委託（原町区）
	種 類	業務委託
	概 要	市営住宅及び中里団地跡の植栽を管理し、快適な生活環境を維持する。 業務場所 仲町・桜井町・国見町・二見町・東町・三島町・北長野・日の出町・北町・大町西・大町東・大町南・栄町・萱浜の市営住宅及び中里団地跡の計 15 箇所
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 78 番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該シルバー人材センターは、軽易な本業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターとの随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部建築住宅課]		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000237 南相馬市民文化会館 中央監視リモート盤 (IOM/DDC) 修繕業務委託
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目地内
	種類	業務委託
	概要	中央監視リモート盤 (IOM/DDC) 修繕業務 自動制御装置 空調機制御 デジタルコントローラ 8台 外調機制御 デジタルコントローラ 8台 制御盤 8カ所
相 手 方	名称	ジョンソンコントロールズ株式会社 南東北営業所
	代表者	所長 八島 尚貴
	所在地	福島県 郡山市 池ノ台16-18
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、該当施設における中央監視装置機器の製造及び施工業者であり、本機械設備を熟知しており、既存の機器と本機器との互換性もあることから、当該業者以外では修繕を行うことができないため当該設置業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局生涯学習課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000243 農集西部処理場スクリーンユニット分解整備業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区寺内字古川地内（農集西部処理場）
	種 類	業務委託
	概 要	回転ドラム式スクリーン分解整備 回転ドラム式スクリーン（ECUF-32型） 一式
相 手 方	名 称	荏原実業株式会社 東北営業所
	代 表 者	所長 鈴木 裕之
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区上杉二丁目 3 番 7 号 K 2 小田急ビル
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務で部品交換を実施する回転ドラム式スクリーンについては、荏原実業株式会社製の設備であり、製造元である当該業者以外では部品交換を行うことができないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部下水道課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000251 教育旅行誘致事業業務委託
	履行場所	商工観光部観光交流課
	種類	業務委託
	概要	教育旅行誘致事業業務を委託するもの。 (1) プログラムの拡大とツールの整備 (2) 効果的なプロモーションの実施 (3) 学校行事化に向けた来訪促進 (4) 安心して来訪してもらうための受入オペレーション強化
相 手 方	名称	東武トップツアーズ株式会社 福島支店
	代表者	支店長 森 正州
	所在地	福島県 福島市 栄町6番6号福島セントランドビル9階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業の目的である「本市の強みを活かした教育旅行誘致」に向けては、体験できる教育プログラム内容、マーケティング方法、誘致戦略など、市と共に本事業を実施する事業者の視点や営業手法によって成果が大きく異なるため、単に価格の優劣のみで事業者を選定することが出来ない。 このことから、各事業者からの企画提案の内容等を評価して選定することで、市のニーズに合致し、より効果的に教育旅行の誘致に繋がるものと期待されるため、プロポーザル方式を採用した。 3月27日開催の教育旅行誘致事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会において、総合的に審査した結果、当該事業者が本事業の候補事業者に選定されたため、随意契約するものである。	
工事等担当課名 〔 商工観光部観光交流課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000258 令和 7 年度南相馬市企業立地サポート事業業務委託
	履行場所	商工観光部商工労政課
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市への企業誘致活動を効果的に展開するために、国内企業の立地計画等の情報収集や企業訪問活動のほか、工業団地の P R 等を実施する。
相 手 方	名 称	一般財団法人日本立地センター
	代 表 者	理事長 平井 敏文
	所 在 地	東京都 中央区 日本橋浜町二丁目 6 1 番 9 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、本市への企業誘致活動を効果的に展開するため、企業誘致の経験及び多くの企業情報の蓄積が必要となる。 一般財団法人日本立地センターは、本市の企業誘致に関する事業推進のため、平成 2 5 年度から継続的に事業を受託しており、企業アンケートの実績や企業訪問実績があり、経験と情報を有し企業誘致の指導的機関であることから、当該事業者と随意契約するものである	
工事等担当課名 [商工観光部商工労政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000259 おだかぐらし体験ツアー実施業務委託
	履行場所	市内旧避難指示区域及び市内旧避難指示区域から周遊が可能な範囲ほか
	種 類	業務委託
	概 要	福島県外から小高区をはじめとする旧避難指示区域への移住・定住を促進するにあたり、移住に興味・関心をもつ方に対して、当該地域の魅力を直接体験する現地ツアーを通じ地域の魅力を訴求し、小高区への移住・定住に向けた機運の醸成を図るとともに、移住・定住者及び交流・関係人口の拡大を目的とするおだかぐらし体験ツアーを実施する。
相 手 方	名 称	株式会社 石見銀山地域経営研究所
	代 表 者	代表取締役社長 松場 忠
	所 在 地	島根県 大田市 大森町ハ183
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、「遊ぶ広報」というサービスを小高区にあわせてカスタマイズした現地ガイドが地域を案内するオーダーメイドツアーを軸に、地域交流ツアーや首都圏交流会を地域住民に協力を得ながら実施するものであり、参加者の満足度や小高区への関心度を高めるには、多様な現地ガイドや体験機会の提供など、地域住民との協力体制の構築が大変重要となる。 当該事業者は、「遊ぶ広報」事業を継承した事業者であり、現地ガイドによるオーダーメイドツアー等のノウハウや予約システムが構築されていることに加え、地域住民との関係性も構築されている。 このことから、本業務を最も効果的に円滑に遂行することが唯一見込める当該事業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 小高区地域振興課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000261
	履行場所	おだかぐらしプロモーション事業業務委託
	種 類	南相馬市外から小高区への移住・定住を促進するため、「働き方」「暮らし方」の魅力・実情・可能性等の情報を、効果的なメディアを活用して発信し、南相馬市小高区への認知度及び関心度の向上を図ることを目的とする。
	概 要	
相 手 方	名 称	株式会社東北博報堂 福島ビジネスデザイン局
	代 表 者	局長 渡辺 建
	所 在 地	福島県 福島市 大町7番3号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、南相馬市小高区への移住定住を促進するため、小高区の魅力のひとつでもある小高区でチャレンジする人々の暮らしぶりや働き方などを発信することで、小高区の認知度及び関心度の向上を図ることを目的としている。この目的達成のためには、継続性のあるコンセプトや制作するコンテンツの一体感の醸成が効果を高めるものと捉えている。 当該事業者は、南相馬市小高区の魅力を発信するにあたり、小高区の特徴でもある「チャレンジできる」地域性についての理解が深く、地域との関係性も構築されている。 このことから、本業務について、最も効果的に円滑に遂行することが見込める当該事業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 小高区地域振興課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000264 おだかるSNS運用業務委託
	履行場所	南相馬市役所（小高区地域振興課）
	種 類	業務委託
	概 要	本業務は、関東圏の1都3県（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）及び宮城県に居住する20代～40代に対して、おだかぐらしプロモーション事業で運用するウェブサイト「おだかる」（以下、ウェブサイトとする。）への誘導を促すため、SNSを活用した南相馬市小高区の情報発信を行うことを目的とする。
相 手 方	名 称	OWB株式会社
	代 表 者	代表取締役 和田 智行
	所 在 地	南相馬市 小高区本町一丁目47番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、毎週1回程度の定期的なSNS投稿を行うため、小高区のような情報を収集する能力と取材する機動力が必須である。 当該事業者は、小高区内に拠点があり地元出身者や移住者が在籍し、地域住民や移住者、関係人口との交流を積極的に行なっており、小高区内の情報収集や取材に基づいたSNS投稿を組織的に遂行できる能力を有している。 このことから、当該事業者は本業務を最も効果的に円滑に遂行することが唯一見込める当該事業者と随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 小高区地域振興課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000268
	履行場所	令和 7 年度介護保険法改正に伴う介護保険システム改修業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	法改正に伴う保険料及び高額介護（予防）サービス費、補足給付における課税年金収入基準額の見直しに係るシステム改修業務
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務について、法改正に伴う保険料及び高額介護（予防）サービス費、補足給付における課税年金収入基準額の見直しに係るシステム改修業務が必要となり、システムを構築した業者でなければ業務を履行することができないため、当該業者との随意契約といたしたい。	
工事等担当課名 [健康福祉部長寿福祉課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000272
	履行場所	南相馬市地方公会計財務書類作成業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	総務省から示された統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書）を作成し、本市が導入している公会計連携システムへのデータ反映を実施する。
相 手 方	名 称	株式会社 F S K
	代 表 者	代表取締役 坂本 桂一
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町三丁目 1 6 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、現在使用している財務会計システムの導入業者であり、他の業者では、財務会計システムへ財務書類のデータを反映することが困難であることから、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部財政課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000276
	健康管理システム標準化対応業務委託	
	履行場所	健康福祉部健康づくり課・こども家庭課
	種 類	業務委託
概 要	健康管理システムの標準化対応業務 ・ソフトウェアライセンス ・標準化対応作業	
相 手 方	名 称	株式会社 F S K
	代 表 者	代表取締役 坂本 桂一
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町三丁目 1 6 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該事業者は、本健康管理システム構築業者であり他事業者では標準化対応業務が行えないため、当該事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [健康福祉部健康づくり課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000279
		水道管理台帳システム給水台帳電子化業務委託
	履行場所	南相馬市建設部水道課
	種 類	業務委託
概 要	給水台帳スキャンおよび水道管路台帳登録 N=35000枚	
相 手 方	名 称	フジ地中情報株式会社 東北支店
	代 表 者	支店長 藤田 智
	所 在 地	宮城県 仙台市青葉区 上杉五丁目 3 番 3 6 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本業務は、現在紙で保管されている給水台帳について、電子データ化したものを水道管路台帳システムへ登録するものである。 現在運用している水道管路台帳システムは、内申業者が開発したものであり、内申業者以外での業務の履行は困難であることから、随意契約としたい。	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

隨意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 2025000281 南相馬市女性活躍推進事業業務委託
	履行場所	生涯学習課
	種類	業務委託
	概要	本市は、女性が職場・家庭・地域等において活躍する地域を目指しており、ライフイベントや女性特有の体調の変化もある若い世代の女性が自分を磨き、職場・家庭・地域において自分らしさを発揮できる個性と能力の形成を支援することを目的としたセミナーを実施する。
相手方	名称	MYSH株式会社 福島浜通り支社
	代表者	執行役員福島浜通り支社長 後藤 彩
	所在地	南相馬市 原町区二見町3丁目28番
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	☐ 3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	☐ 4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 本業務は、本市に居住又は通勤している20代から40代の女性が、自分を磨き、職場・家庭・地域において、自分らしさを発揮できる個性と能力の形成を支援するサポートプログラムであり、令和6年度から継続して実施するものである。 令和7年度は、令和6年度のプログラムを基本に発展的なプログラムを実施することとしている。本業務の履行にあたっては、若い世代の女性の参加意欲を高めるためのコミュニケーション力があり、若い世代の移住者にも参加を促すために、それらの情報を得て交流があること、令和6年度参加者との信頼関係がありネットワークをつくれること、令和6年度プログラムを発展的に更新できることなどの要件が必要である。 そのために、実施主体が同一でなければ、継続的発展的に本業務の目的を達成するには支障が生じる恐れがあり、これを満たすことができる市内業者は、本プログラムを開発した当該事業者のみであることから、当該事業者の随意契約をするもの。	
工事等担当課名 〔生涯学習課〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000298 18歳巣立ち応援プロモーション推進業務委託
	履行場所	南相馬市 こども家庭課
	種 類	業務委託
	概 要	令和4年度から開始した巣立ち応援18歳祝い金支給事業は、本市の次世代を担う子どもたちの成人を祝い、18歳を迎える市民へ祝い金を支給し、新たな門出に立つ18歳へエールを送り、18歳を迎えるこどもたちの本地域への愛着を高めること、また、地域社会全体でこども・子育てを応援する機運の醸成を高めることを目的としている。 【本業務の概要】 ①ポスターの企画・制作・印刷にかかる全ての業務 ②卒業おめでとう撮影会の企画・実施 ③本事業におけるプロモーション展開等の情報発信に関する総合的なプロデュース
相 手 方	名 称	marutt株式会社
	代 表 者	代表取締役 西山 里佳
	所 在 地	南相馬市 小高区耳谷字表6番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、祝い金の受給者かつポスターの被写体者である18歳の本地域への愛着の醸成を図ることを目的に、ポスターの制作やイベント開催等を実施する。本事業について、競争入札により、事業者を選定しようとした場合、視点や手法の異なる複数の提案を比較検討する機会を失ってしまい、愛着や機運の醸成といった関係者の心情に響くメッセージを打ち出すことが困難となるこのことから、本業務を委託する事業者の選定には、「企画提案方式（プロポーザル方式）」を採用し、ポスターデザインの提案やイベント企画、インターネットや各種メディア媒体等を活用した認知度及びイメージの向上に知見を有する事業者から広く提案・募集をすることで、企画面と価格面で取れた優れた提案を採用した。4月4日開催のプロポーザル審査委員会において、総合的に審査した結果、上記事業者本事業の候補事業者に選定されたため、当該事業者と随意契約する。	
工事等担当課名 [こども未来部こども家庭課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000304 公共下水道マンホールポンプ外清掃業務委託
	履行場所	南相馬市原町区桜井町二丁目 地内外
	種 類	業務委託
	概 要	マンホールポンプ清掃 21箇所 3回／年 サイフォン式下水道管清掃 2箇所 3回／年
相 手 方	名 称	株式会社昭和衛生センター
	代 表 者	代表取締役 田原 義久
	所 在 地	南相馬市 原町区日の出町498番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本委託業務は、マンホールポンプ内に浮遊しているスカムや油脂等を除去し、汚水をバキューム車で吸引して原町第一下水処理場へ運搬する業務である。 公共下水道の汚水の汲み取りと運搬は、県の産業廃棄物収集運搬業許可が必要である。市内で取得しているのは当該業者のみであることから随意契約とする。	
工事等担当課名 [建設部下水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000315 クリーン原町センター 1・2 号炉内耐火物修繕等業務委託
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松地内
	種 類	業務委託
	概 要	各設備の定期整備、更新、部品交換、修繕を行うことにより、各設備の安定稼働継続及びごみの安定焼却と燃焼ガスの安定冷却、焼却灰の安定処理、安定搬送を確保する。 ・ 1・2 号炉内耐火物修繕 ・ 2 号燃焼帯ストーカ更新修繕 ・ 灰固形化設備制御盤およびヒータ盤更新 ・ 消石灰供給装置モータ更新修繕 ・ 誘引送風機インバーター更新修繕 ・ ごみ投入扉及びダンピングボックス修繕 ・ 2 号炉下コンベヤ更新修繕 ・ 2 号炉集合ダストコンベヤ修繕 ・ 混練機本体部分更新修繕 ・ 2 号炉減温塔修繕 ・ 1 号炉APHしたコンベヤ更新修繕
相 手 方	名 称	三機グリーンテック株式会社
	代 表 者	代表取締役 高橋 裕樹
	所 在 地	神奈川県 大和市 中央林間七丁目 10 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき	
	【具体的に記入すること】 当該設備は、三機建設株式会社が製造した設備であるが、メンテナンス等は子会社である三機グリーンテック株式会社が全て行っている。 このことから、当該設備の機器の性能維持を適切かつ的確に行うことができるのは当該業者のみであるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [市民生活部生活環境課]		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000316 雫浄化センター施設修繕業務委託
	履行場所	南相馬市原町区雫字権現下地内
	種 類	業務委託
	概 要	雫浄化センターの現状の施設機能と処理能力を今後も維持し、且つ安定した施設の運転を継続的に確保することを目的とする。 ①無閉塞渦巻ポンプ点検整備補修 ②一軸ネジポンプ点検整備補修 ③片吸込み渦巻ポンプ点検整備補修 ④し渣コンベヤ点検整備補修 ⑤プロセス用水ポンプ点検整備補修 ⑥水中ポンプ点検整備補修 ⑦ブロワー設備点検整備補修 ⑧脱臭設備循環ポンプ点検整備補修 ⑨予備貯蓄槽防食補修業務 ⑩計量装置補修業務
相 手 方	名 称	カナデビア株式会社 東北支社
	代 表 者	支社長 西川 佳成
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区中央一丁目 6 番 3 5 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該設備は、アタカ工業(株)が製造した設備であるが、アタカ工業(株)は会社再編により日立造船(株)に吸収合併され、更に日立造船(株)は社名変更によりカナデビア(株)となっており、当該業者が設備の使用及びメンテナンス等に関する技術を有している。 このことから、当該設備の機器の性能維持を適切かつ的確に行うことができるのは当該業者のみであるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [市民生活部生活環境課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000317 有害鳥獣焼却施設焼却炉等修繕業務委託
	履行場所	南相馬市原町区小沢字小沢地内
	種 類	業務委託
	概 要	有害鳥獣焼却施設の環境管理の性能維持のため、焼却炉及び付帯設備の補修を行うもの。 ① 1号炉修繕（キャスターブロック打替、主燃炉・再燃炉バーナコンバスター交換） ② 2号炉修繕（主燃炉・再燃炉バーナコンバスター交換） ③ 共通設備修繕（残灰集塵機濾布交換、動力盤インバータ交換）
相 手 方	名 称	株式会社宮本工業所
	代 表 者	代表取締役 宮本 芳樹
	所 在 地	富山県 富山市 奥田新町 1 2 番 3 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該設備は、株式会社宮本工業所が製造した設備である。このことから、当該設備の機器の性能維持を適切かつ的確に行うことができるのは当該業者のみであるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [市民生活部生活環境課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000334 令和 7 年度国民健康保険税納税通知書印字等業務委託
	履行場所	南相馬市税務課市民税係
	種 類	業務委託
	概 要	令和 7 年度国民健康保険税納税通知書への印字及びブッキング業務。 ・ 印字業務（直接納付・口座・減免） 約 14, 000 件 ・ ブッキング業務 約 5, 000 件 ・ データ抽出・復元等・テスト・本番 当初 1 回・随期 8 回
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 15 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、本市が所有する賦課データの吸上げ処理から納税通知書印字及び封入までの業務であり、現行システムデータの活用やシステム機能との不整合等が発生した場合の対応を含め、システム開発者でなければ本業務を履行できない。 また、納税通知書の大量一括処理は、接続する専門機器での処理となることから、システム運用やカスタマイズ等に精通し、本業務の仕様に基づく履行期間内での一連処理において、確実な履行が見込める唯一の業者であることから、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 総務部税務課 〕		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000336 令和 7 年度国民健康保険税納税通知書印刷業務委託
	履行場所	南相馬市総務部税務課市民税係
	種 類	業務委託
	概 要	令和 7 年度国民健康保険税納税通知書印刷業務 ・ 国民健康保険税納税通知書（直接納付用） 13,000 件 ・ 国民健康保険税納税通知書（口座・年金特徴用） 10,000 件
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 15 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業者は、本市の現行税基幹システム開発業者であり、税基幹システムとの接続を要する当該業務について、適切な業務遂行と確実な履行が見込める唯一の業者であることから、当該業者と随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 総務部税務課 〕		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000342
		公園施設維持管理補助業務委託
	履行場所	南相馬市原町区北町（下川原公園）地内外
	種 類	業務委託
概 要	原町区内の公園日常管理の補助として、火気の業務を実施する。 業務内容 (1) 施設の管理及び清掃（主に草刈り、ゴミ等） (3) 施設の見回り及び巡回点検 (2) 施設の簡易な補修 (4) その他（市担当者からの指示事項） 従事時間等 週 5 日（月曜日から金曜日） 8 時 1 5 分から 1 7 時 1 5 分までの 8 時間以内 2 人以上で従事する	
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目 7 8 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☐ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 この業務は、軽易な作業であり、当該業者はその業務を的確に遂行できる人的能力を有している。また、高年齢者の就業機会の拡大及び社会参加の寄与に資するため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [建設部都市計画課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000347 防災集団移転元地管理事業 防災集団移転元地除草作業（小高区）業務委託
	履行場所	南相馬市小高区塚原字釜ノ上 地内外
	種 類	業務委託
	概 要	防災集団移転促進事業において市が取得した用地のうち、復興整備計画等の事業区域において未利用地の草類の刈払を行い、地域の環境保全を図る。 小高区塚原字釜ノ上地内外 計228,360.04㎡ 1 回目（6～7 月実施） 114,180.02㎡ 2 回目（9～11 月実施） 114,180.02㎡
相 手 方	名 称	ふるさと小高区地域農業復興組合
	代 表 者	組合長 佐藤 定男
	所 在 地	南相馬市 小高区東町一丁目 1 2 2 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、防災集団移転促進事業において市が取得した用地のうち、復興整備計画等の事業区域において未利用地管理のため、草類の刈払作業を行うものであるが、作業実施箇所が点在し、農地、宅地、原野、山林などが混在している上、段差やコンクリート基礎の一部が残る場所の作業となるため、土地の状況を十分に把握し作業をする必要がある。 当該組合は、地域の農業者等により構成され、用地の保全管理に適した作業機器等（草刈機等）を保有し、委託場所の土地の状況に精通しており、当該事業を迅速にかつ的確に遂行できる唯一の業者であることから随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 総務部公有財産管理課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000349 防災行政無線直流電源装置バッテリー交換業務委託
	履行場所	危機管理課
	種 類	業務委託
	概 要	市内防災行政無線システムにおける想定使用年数を超えた直流電源装置用バッテリー交換 交換箇所 南相馬市役所、馬事公苑の2か所
相 手 方	名 称	日本電気株式会社 福島支店
	代 表 者	支店長 筒井 滋
	所 在 地	福島県 郡山市 清水台 2 丁目 1 3 番 2 3 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本市防災行政無線システムについては、関係機器の交換作業や完了試験、不具合が生じた場合の対応など、設置業者である当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 復興企画部危機管理課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000350 防災集団移転元地管理事業 防災集団移転元地除草作業（原町区南部）業務委託
	履行場所	南相馬市原町区小浜字丸山 地内外
	種 類	業務委託
	概 要	防災集団移転促進事業において市が取得した用地のうち、復興整備計画等の事業区域において未利用地の草類の刈払を行い、地域の環境保全を図る。 原町区小浜字丸山地内外 54,900㎡×2回＝109,800㎡ 1 回目（6～7 月） 54,900㎡ 2 回目（9～11 月） 54,900㎡
相 手 方	名 称	原町南部復興組合
	代 表 者	組合長 宝 玉 義 則
	所 在 地	南相馬市 原町区江井字堀内前 2 7
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、防災集団移転促進事業において市が取得した用地のうち、復興整備計画等の事業区域において未利用地管理のため、草類の刈払作業を行うものであるが、作業実施箇所が点在し、農地、宅地、原野、山林などが混在している上、段差やコンクリート基礎の一部が残る場所の作業となるため、土地の状況を十分に把握し作業をする必要がある。 当該組合は、地域の農業者等により構成され、用地の保全管理に適した作業機器等（草刈機等）を保有し、委託場所の土地の状況に精通しており、当該事業を迅速にかつ的確に遂行できる唯一の業者であることから随意契約するもの。	
工事等担当課名 〔 総務部公有財産管理課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000354 令和 7 年度介護保険料納入通知書・納付書印字等業務委託
	履行場所	南相馬市役所 健康福祉部長寿福祉課（福島県南相馬市原町区本町二丁目 2 7 番地）
	種 類	業務委託
	概 要	令和 7 年度介護保険料納入通知書（保険料額決定通知書兼減免額決定通知書）・納付書に係る、南相馬市が使用する介護保険システムからのデータ吸上げ、搬送及び加工、並びにその内容を南相馬市が別途準備する専用紙の所定位置への印字及びブックニング作業。 印字作業 22, 000 件程度
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務については、賦課処理から納入通知書等の発送までの業務を委託するものであり、当該システムの納入業者である当該業者でなければ、既存データ及び機能との不整合が発生した場合に対応できない。 また、納入通知書等の大量一括処理は専門の機械で処理することを前提としたカスタマイズとなっており、システムの運用方法やカスタマイズに精通している当該業者でなければ、本業務を履行できない。 以上の理由から、賦課処理から納入通知書等の発送までの短期間における大量処理が可能な当該業者との随意契約といたしたい。	
工事等担当課名 〔 健康福祉部長寿福祉課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000355
		原一中エレベーター修繕業務委託
	履行場所	原町第一中学校
	種 類	業務委託
概 要	エレベーター修繕業務 修繕箇所 電動機用ロータリーエンコーダーほか 1 3 箇所	
相 手 方	名 称	株式会社日立ビルシステム 東日本支社
	代 表 者	支社長 辻 太郎
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町三丁目 1 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	当該業者は、昇降機の設置業者であり、かつ、当該設備の設計、製造、保守点検を行っている。 本修繕業務は昇降機部品（ロータリーエンコーダー、電磁接触器等）の修繕のため、業務を行えるのは当該設備の設計、製造、設置を実施した上記業者だけであるため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 教育委員会教育委員会事務局教育総務課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000358 防災集団移転元地管理事業 防災集団移転元地除草作業（鹿島区）業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区北海老字姥懐 地内外
	種 類	業務委託
	概 要	防災集団移転促進事業において市が取得した用地のうち、復興整備計画等の事業区域において未利用地の草類の刈払を行い、地域の環境保全を図る。 南相馬市鹿島区北海老字姥懐 地内外 15,250.26㎡×2回＝30,500.52㎡ 1回目6～7月上旬 15,250.26㎡ 2回目9～11月 15,250.26㎡ なお、北右田地内の前期（1回目）除草時期は7月上旬（7月1日から9日まで）に実施し、北右田地内の後期（2回目）除草時期は9月中旬以降に実施することとする。
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目78番地
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該シルバー人材センターは、軽易な本草刈業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターと随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 総務部公有財産管理課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000359 旧福浦小学校、旧福浦幼稚園及び旧鳩原小学校敷地内除草作業業務委託
	履行場所	旧福浦小学校、旧福浦幼稚園及び旧鳩原小学校
	種 類	業務委託
	概 要	雑草の刈払を行い、施設の維持管理及び地域の環境保全を図る。 対象施設 ・旧福浦小学校、旧福浦幼稚園（15,612.15㎡×2回） ・旧鳩原小学校（3,547.27㎡×2回） 実施時期及び回数 2回（6～7月に1回、9～11月に1回）
相 手 方	名 称	公益社団法人南相馬市シルバー人材センター
	代 表 者	理事長 渡部 定幸
	所 在 地	南相馬市 原町区東町三丁目78番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☐ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☒ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該シルバー人材センターは、軽易な本草刈業務を的確に遂行できる人的能力を有していることから、高齢者の就業の機会の確保と社会参加に寄与するため、当該シルバー人材センターと随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 総務部公有財産管理課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000380
	履行場所	錦町ポンプ場No. 1取水ポンプ分解整備業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	【取水ポンプ分解整備】 No. 1取水ポンプ 1台
相 手 方	名 称	三栄商工株式会社 いわき営業所
	代 表 者	所長 瀬戸 一美
	所 在 地	福島県 いわき市 内郷御厩町 4 丁目 1 2 1 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は、毎年行っている錦町ポンプ場の機器設備保守点検整備業務委託の結果を受け、取水ポンプの経年劣化による分解整備を行うものである。当該設備の分解整備は、当該設備を製造・設置した荏原製作所のメーカー代理店以外では、分解整備を行うことが困難であり、既存設備と互換性があり機器接続が問題なく施工できるのは、福島県内においてのメーカー代理店は、三栄商工株式会社いわき営業所のみであることから随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000384 令和 7 年度南相馬市地番現況図データ更新等業務委託
	履行場所	南相馬市総務部税務課内
	種 類	業務委託
	概 要	本業務は、固定資産の課税客体（土地）についての確かつ効率的に把握し、公平・適正な課税に資するため、税務課で運用している固定資産税管理システム（PasCAL）に搭載している地番図データ等について、令和 7 年 1 月 2 日から令和 8 年 1 月 1 日までの間に異動となった内容を基に、更新を行うものである。
相 手 方	名 称	株式会社パスコ 福島支店
	代 表 者	支店長 佐賀 武義
	所 在 地	福島県 福島市 栄町 6 番 6 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は、固定資産システム（PasCAL）におけるデータ更新業務であり、本システムの構築業者である当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約する。	
工事等担当課名 〔 総務部税務課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000385
		固定資産税評価（土地）に係る標準宅地の時点修正業務委託（小高区）
	履行場所	南相馬市総務部税務課内
	種類	業務委託
概 要		令和8年度における宅地の価格修正に活用する標準宅地価格の修正を行うもの。 対象地点は、小高区86地点の標準宅地とする。
相 手 方	名称	株式会社にへい不動産鑑定事務所
	代表者	代表取締役 二瓶 直之
	所在地	福島県 福島市 大森字街道下93番地の8
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本業務は、令和4年度に実施した「令和6年度評価替えに係る鑑定評価業務委託」での価格、価格形成要因などの鑑定内容を踏まえ算定するものであり、当該業者は令和4年度に当該地区の鑑定評価業務を受託しており、当該業者以外では本業務の対応が困難なため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000386
		固定資産税評価（土地）に係る標準宅地の時点修正業務委託（鹿島区）
	履行場所	南相馬市総務部税務課内
	種類	業務委託
概 要		令和8年度における宅地の価格修正に活用する標準宅地価格の修正を行うもの。 対象地点は、鹿島区70地点の標準宅地とする。
相 手 方	名称	不動産リサーチ・アンド・アプレイザル株式会社
	代表者	代表取締役 鈴木 禎夫
	所在地	福島県 郡山市 池ノ台11番1号池ノ台ウィズワン3階
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、令和4年度に実施した「令和6年度評価替えに係る鑑定評価業務委託」での価格、価格形成要因などの鑑定内容を踏まえ算定するものであり、当該業者は令和4年度に当該地区の鑑定評価業務を受託しており、当該業者以外では本業務の対応が困難なため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000387
		固定資産税評価（土地）に係る標準宅地の時点修正業務委託（原町区 A）
	履行場所	南相馬市総務部税務課内
	種 類	業務委託
相 手 方	概 要	令和 8 年度における宅地の価格修正に活用する標準宅地価格の修正を行うもの。 対象地点は、原町区 1 4 1 地点の標準宅地とする。
	名 称	株式会社高橋不動産鑑定事務所
	代 表 者	代表取締役 高橋 雄三
根 拠 規 定	所 在 地	福島県 福島市 北五老内町 1 番 3 号
	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、令和 4 年度に実施した「令和 6 年度評価替えに係る鑑定評価業務委託」での価格、価格形成要因などの鑑定内容を踏まえ算定するものであり、当該業者は令和 4 年度に当該地区の鑑定評価業務を受託しており、当該業者以外では本業務の対応が困難なため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 総務部税務課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000388
		固定資産税評価（土地）に係る標準宅地の時点修正業務委託（原町区B）
	履行場所	南相馬市総務部税務課内
	種 類	業務委託
概 要	令和8年度における宅地の価格修正に活用する標準宅地価格の修正を行うもの。 対象地点は、原町区105地点の標準宅地とする。	
相 手 方	名 称	不動産リサーチ・アンド・アプレイザル株式会社
	代 表 者	代表取締役 鈴木 禎夫
	所 在 地	福島県 郡山市 池ノ台11番1号池ノ台ウィズワン3階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本業務は、令和4年度に実施した「令和6年度評価替えに係る鑑定評価業務委託」での価格、価格形成要因などの鑑定内容を踏まえ算定するものであり、当該業者は令和4年度に当該地区の鑑定評価業務を受託しており、当該業者以外では本業務の対応が困難なため、当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [総務部税務課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000408 クリーン原町センター排煙分析計点検整備業務委託
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松地内
	種 類	業務委託
	概 要	排煙分析計の点検及び整備校正を実施し、機器の機能回復と適正化を図り、焼却処理で生じる排煙中の化学物質等を監視し適正な施設管理運営を行うことを目的とする。 ・ 4 成分分析計（N o x、S o x、酸素、一酸化炭素）2 台 ・ H C L 計・ばいじん計 2 台
相 手 方	名 称	三機グリーンテック株式会社
	代 表 者	代表取締役 高橋 裕樹
	所 在 地	神奈川県 大和市 中央林間七丁目 1 0 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該設備は、三機建設株式会社が製造した設備であるが、メンテナンス等は子会社である三機グリーンテック株式会社が全て行っている。 このことから、当該設備の機器の性能維持を適切かつ的確に行うことができるのは当該業者のみであるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [市民生活部生活環境課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000409
	履行場所	クリーン原町センター排煙放射能連続監視装置保守管理業務委託
	種 類	業務委託
	概 要	クリーン原町センターに設置された排煙放射能連続監視装置について保守管理を行い、排煙の放射能濃度を適正に保つもの。 ・ガスモニタリングシステム点検（サンプリング用内蔵ポンプ交換含む） ・ガスサンプリング設備点検 ・設備管理（年1回）
相 手 方	名 称	株式会社千代田テクノル 福島中通営業所
	代 表 者	所長 遠藤 太貴
	所 在 地	福島県 福島市 大町7番23号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該設備は、株式会社千代田テクノルが設置した設備であり、当該設備の機器の性能維持を適切かつ的確に行うことができるのは当該業者のみであるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000414
	履行場所	粗大ごみ処理施設破砕機等修繕業務委託
	種類	南相馬市原町区上北高平字東高松地内
	概要	業務委託
相 手 方	名称	本修繕は、下記粗大ごみ処理施設各機器の部品交換、補修、点検を行うことにより、設備の安定稼働を確保することを目的とする。 ①破砕機修繕 ②破砕物搬送コンベヤNo.3修繕 ③空気圧縮機更新修繕 ④破砕機油圧ユニット配管修繕
	代表者	メタウォーター株式会社 東北営業部
	所在地	部長 伊藤 克美
根 拠 規 定		宮城県 仙台市 青葉区一番町一丁目9番1号仙台トラストタワー
		地方自治法施行令第167条の2第1項
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
	【具体的に記入すること】 当該設備は栗本鉄工所が製造した設備であり、現在はメタウォーター株式会社が全て技術譲与を受けている。 このことから、当該設備の機器の性能維持を適切かつ的確に行うことができるのは当該業者のみであるため、 随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000427
		電気計装機器保守点検（その 2）業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原地内外
	種 類	業務委託
概 要		【計装機器保守点検】 ・ 原町水道施設 計測機器 23 台 ・ 小高簡易水道施設 計測機器 15 台 監視装置 1 式
相 手 方	名 称	東北機電工業株式会社
	代 表 者	代表取締役 東原 聡
	所 在 地	福島県 いわき市 小名浜字中原 9 番地の 6
根 拠 規 定		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明		【具体的に記入すること】 本業務委託における計装機器の機能保全及び測定精度確保を目的とした消耗品の交換や機器校正及び性能試験等の保守業務は、製造メーカーである株式会社日立製作所の代理店以外では実施が困難である。 県内においてメーカー代理店は、東北機電工業株式会社のみであることから随意契約とする。
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000428
		リサイクルプラザコンテナ洗浄ライン方向転換装置等修繕業務委託
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松地内
	種 類	業務委託
概 要	本修繕は、下記リサイクルプラザ各機器の部品交換、補修、点検を行うことにより、設備の安定稼働を確保することを目的とする。 ①ペットボトルペーラ修繕 ②コンテナ洗浄ライン方向転換装置修繕	
相 手 方	名 称	メタウォーター株式会社 東北営業部
	代 表 者	部長 伊藤 克美
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町一丁目 9 番 1 号仙台トラストタワー
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該設備は栗本鉄工所が製造した設備であり、現在はメタウォーター株式会社が全て技術譲与を受けている。 このことから、当該設備の機器の性能維持を適切かつ的確に行うことができるのは当該業者のみであるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 市民生活部生活環境課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000435 標準レイアウト改修業務委託
	履行場所	デジタル推進課
	種 類	業務委託
	概 要	社会保障・税番号制度の情報連携機能に関して、令和 7 年度に対応が必須とされているデータ標準レイアウトの改版対応作業（副本再登録、および情報照会機能見直し）を実施する。 委託業務 ・ 標準レイアウト改定対応作業 ・ 副本再登録作業 ・ 市職員の作業支援 ・ 問い合わせ対応
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は、社会保障・税番号制度の情報連携機能を使用する住民情報システムの開発元である当該事業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 復興企画部デジタル推進課 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000444 標準化移行作業業務委託
	履行場所	デジタル推進課
	種類	業務委託
	概要	本業務は、住民情報系システムの標準化移行にあたり、必要なシステム改修・移行作業を行い、各対象業務が円滑に標準準拠システムへの移行ができるよう準備を行うことを目的とする。
相 手 方	名称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代表者	支社長 佐藤 勝彦
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目15番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 システムの標準化対応にあたっては、既存の基幹系システムについて、「ガバメントクラウドへの構築環境の移行」および「標準準拠システムへの切替」を実施する必要があり、令和5年度にはガバメントクラウドへの構築環境の移行作業を、令和6年度には標準準拠システムへの移行を円滑に実施するための準備作業にかかる業務委託を当該事業者が行っている。 これらを踏まえた既存基幹系システムについて、標準準拠システムへの移行作業を適切に実施できるのは当該事業者のみであることから、随意契約とする。 標準準拠システム：「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」第6条及び第7条に規定する標準化基準に適合するシステムのことをいう。 ガバメントクラウド：デジタル庁が運営する地方公共団体や国の行政機関が共通で効率的に利用するためのクラウド基盤のことをいう。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000445
		国指定文化財旧武山家住宅保存修理基本計画策定業務委託
	履行場所	文化財課
	種 類	業務委託
概 要	国指定重要文化財である旧武山家住宅は近年の度重なる災害により被害を受けており、修理等が必要であることから、保存修理を実施するための基本計画を策定する。 業務内容 保存修理基本計画策定 一式	
相 手 方	名 称	公益財団法人文化財建造物保存技術協会
	代 表 者	理事長 高塩 至
	所 在 地	東京都 荒川区 西日暮里二丁目32番15号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 国指定重要文化財の修理保存に関する計画策定業務を実施するにあたっては、文化庁の承認を受け、文化財を取り扱うことのできる特殊な技術、知識、および資格を有する重要文化財建造物修理工事主任技術者が在籍していることが求められる。 また、木造建造物である旧武山家住宅の保存修理においては、「建造物修復」と「建造物木工」の両分野において、文化庁より選定保存技術の保持団体として認定された事業者であることが適切である。 当該事業者は、この要件を満たす唯一の事業者であることから、随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局文化財課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000461 雫浄化センターメタノール注入設備修繕業務委託
	履行場所	南相馬市原町区雫字権現下地内
	種 類	業務委託
	概 要	雫浄化センターの現状の施設機能と処理能力を今後も維持し、且つ安定した施設の運転を継続的に確保することを目的とする。 ・雫浄化センターメタノール注入設備修繕（機械設備、電気計装設備、防液堤設置、硝化脱窒素槽内の浚渫）
相 手 方	名 称	カナデビア株式会社 東北支社
	代 表 者	支社長 西川 佳成
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区中央一丁目 6 番 3 5 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該設備は、アタカ工業（株）が製造した設備であるが、アタカ工業（株）は会社再編により日立造船（株）に吸収合併され、更に日立造船（株）は社名変更によりカナデビア（株）となっており、当該業者が設備の仕様及びメンテナンス等に関する技術を有している。 このことから、当該設備の機器の性能維持を適切かつ的確に行うことができるのは当該業者のみであるため、随意契約とするもの。	
工事等担当課名 [市民生活部生活環境課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000469
	履行場所	南相馬市役所新庁舎ネットワーク設計業務
	種 類	業務委託
	概 要	当市では、老朽化した南相馬市役所本庁舎等を新築・移転するため、当該庁舎内の業務用ネットワーク及び来庁者用ネットワークの整備に係る部分について、必要な業務を委託する。
相 手 方	名 称	東日本電信電話株式会社 宮城事業部福島支店
	代 表 者	支店長 大橋 真孝
	所 在 地	福島県 福島市 山下町 5 番 1 0 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 南相馬市新庁舎ネットワーク設計業務委託事業者選定プロポーザルを実施し、提案内容を審査した結果、当該事業者が最優秀提案者として選定されたため、当該事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [復興企画部デジタル推進課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000470 令和 7 年度後期高齢者医療納入通知書及び納付書作成印字業務委託
	履行場所	南相馬市役所 市民生活部 市民課 保険年金係
	種 類	業務委託
	概 要	令和 7 年度後期高齢者医療保険料当初賦課保険料額決定通知・納付書に係る、本市が使用する後期高齢者医療事務支援システムからのデータ吸上げ・搬送及び加工、並びにその内容を別途準備する専用紙の所定位置への印字を行うもの。
相 手 方	名 称	株式会社日立システムズ 東北支社
	代 表 者	支社長 佐藤 勝彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区本町二丁目 1 5 番 1 号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	■ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該業務は、後期高齢者医療制度に係る賦課システムからの対象データ抽出及び加工を含む納入通知書の作成業務となるが、賦課システムからの対象データ抽出及び加工は、当該システムの保守業者である株式会社日立システムズ東北支社しか行うことができないため、当該事業者と随意契約を締結するもの。	
工事等担当課名 [市民生活部市民課]		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000474 議場システムＰＣ更新・プリセット再設定業務委託
	履行場所	南相馬市議場
	種 類	業務委託
	概 要	本会議の音声・映像についての操作をＰＣで一括管理し、効率的な本会議の運営を行う。 議場システムＰＣ更新 一式 議場システムプリセット再設定（更新したＰＣと議場システムとの連携確認） 一式
相 手 方	名 称	安積電気通信興業株式会社
	代 表 者	代表取締役 濱津 充
	所 在 地	福島県 郡山市 大槻町字針生 1 4 8 番地 1 1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は、議場のカメラやマイクを一括管理し、オペレーションを行っている議場システムのＰＣの交換及び交換後のＰＣへ接続する議場システムとの接続調整に関する業務委託である。 当業務委託は現議場システムの保守をしている当該業者でなければ履行できないことから、当該業者と随意契約する。	
工事等担当課名 〔 議会議会事務局議会事務局 〕		

※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000475 南相馬市防災士養成講座業務委託
	履行場所	鹿島農村環境改善センター大会議室（鹿島区寺内字迎田22番地）
	種 類	業務委託
	概 要	本業務は、地域防災体制の強化に向けて「自助」「共助」の取り組みを促進し、地域の自主的な防災活動や災害ボランティアセンターの活動などをサポートする人材（地域の防災リーダー）を育成するため、市内で、市民を対象とした防災士養成講座を開催するもの。
相 手 方	名 称	学校法人昌平黉
	代 表 者	理事長 緑川 浩司
	所 在 地	福島県 いわき市 平鎌田字寿金沢37
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業は、地域防災力の向上を目的に、防災士養成講座を対面形式により実施するものである。開講時期については、試験不合格者への再試験の機会確保の観点から例年9月に実施している。 なお、日本防災士機構の指定を受けた近隣6校のうち、市内での講座実施が可能な学校は学校法人昌平黉（いわき短期大学）および学校法人梅檀学園（東北福祉大学）の2校のみである。 両校に対し、9月の開講について打診したところ、開催可能との回答を得たのは学校法人昌平黉のみであったことから、当該事業については、学校法人昌平黉との随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 復興企画部危機管理課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000479 公共施設LED照明更新調査業務委託
	履行場所	南相馬市市民生活部環境政策課
	種 類	業務委託
	概 要	南相馬市公共施設の中でも灯数が200以上のLED未導入24施設において、令和8年度以降のLED化に向けた調査業務 【業務内容】 ・現地調査（照明更新箇所、要望ヒアリング、現況確認） ・照明器具一覧表の作成 ・照明器具配置図の作成 ・概算事業費の算出（リースと建設工事の費用対効果） ・CO2排出量等の削減効果の試算
相 手 方	名 称	国際航業株式会社 福島営業所
	代 表 者	所長 塙 泰一郎
	所 在 地	福島県 郡山市 中町1番22号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 対象24施設は、鹿島区役所から生涯学習センター、スポーツセンターなど施設区分が異なり、電気設備や使用する照明器具、利用状況（休館日や開館時間）は施設ごとに異なるため、単なる器具導入ではなく、技術的な専門性や導入ノウハウに基づき、照明器具導入に伴うCO2削減効果並びに費用対効果の算定を行う必要があり、施設の特徴に合わせた事業提案を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用した。 本業務委託プロポーザル審査委員会を実施し、提案内容を審査した結果、当該事業者が最優秀提案事業者として選定されたため、当該事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [市民生活部環境政策課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000487 南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託
	履行場所	南相馬市健康政策課
	種 類	業務委託
	概 要	本市全体に広く健康意識の向上、健康行動の拡大を図るため、健康ポイントシステムを導入し、これまで手が届かなかった市民に広く普及することで、市民・事業所・団体と連携して健康づくりに取り組むことを促進するとともに、健康福祉部内での各事業間の連携やデータ一元管理による市民へのよりよいサービス提供を目的とする。 【業務内容】 ①健康ポイントシステムアプリの導入 ②健康ポイントシステムアプリの運用・保守 ③問い合わせ対応業務 ④インセンティブ提供業務 ⑤事業周知・プロモーション業務 ⑥健康ポイントシステムアプリ登録者の取組結果データの作成及び効果検証の実施
相 手 方	名 称	テクノ・マインド株式会社
	代 表 者	代表取締役社長 阿部 忠彦
	所 在 地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡一丁目6番11号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本事業の実施においては、本市全体に広く健康意識の向上、健康行動の拡大を図るため、健康ポイントシステムを導入し、これまで手が届かなかった市民に広く普及することで、市民・事業所・団体と連携して健康づくりに取り組むことを促進するとともに、健康福祉部内での各事業間の連携やデータ一元管理による市民へのよりよいサービス提供を目的としている。 このことから、画一的な仕様書に基づく価格のみによる競争入札ではなく、目的を達成するための効果的なシステムを導入するため、本事業の仕様書に基づく企画提案や価格等を総合的に評価して受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用した。 令和7年5月28日に南相馬市健康ポイントシステム導入・運用等業務委託プロポーザル審査委員会を実施し、提案内容を審査した結果、当該事業者が本事業の最優秀提案事業者として選定されたため、当該事業者との随意契約するものである。	
工事等担当課名 〔 健康福祉部健康政策課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000494
	履行場所	鹿島駅駅舎利活用施設整備計画策定業務委託
	種類	業務委託
	概要	鹿島駅駅舎における鉄道利用者の安全確保及び利便性向上、更には駅舎へ新しい機能を導入し市民利用施設として鹿島区市街地の活性化に資することも視野に入れた施設整備に係る整備計画の策定業務を委託するもの。
相 手 方	名称	株式会社 T I T
	代表者	代表取締役 池田 晃一
	所在地	東京都 文京区 湯島 3-6-9 3F
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務では、新施設に従来通りの鉄道利用者用の機能を備えるとともに、市民利用を前提としたスペースとしての機能を付加することを見据えた利活用案を検討するものであり、利用者となる市民の意見を幅広い世代から数多く聴取したうえで、新施設の設置機能を検討することが求められる。 また、新施設の設置機能に併せて管理・運営手法を検討することも、持続的な市民の利活用促進に効果的である。 このことから、施設の企画から管理・運営フェーズを包括的に捉えたうえで、市民意見聴取をはじめとした各種調査を効果的に推進する最も有益な手法を検討する必要があることから、公募型プロポーザルにて事業者を選定することとした。 5月26日及び29日に応募事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会にて厳正に審査した結果、当該事業者を最優秀提案事業者に選定したことから、当該事業者と随意契約を締結するもの。	
工事等担当課名 [鹿島区地域振興課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000515 参議院議員通常選挙公営ポスター掲示場設置管理撤収業務委託
	履行場所	市内一円 222カ所
	種 類	業務委託
	概 要	参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場を市内222カ所に設置、管理、撤収するもの。 (1) 規格・数量 2段 6区画 222基 (2) 設置場所 南相馬市内一円 小高区：16カ所 鹿島区：68カ所 原町区：138カ所
相 手 方	名 称	南相馬市復興事業協同組合
	代 表 者	理事長 石川 俊幸
	所 在 地	南相馬市 原町区橋本町四丁目43番地1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	☒ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務委託は、短期間で222カ所の設置・撤去等を行うとともに、天候等の変化による掲示場の破損等に緊急に対応することが必要となる。 このことから、短期間で相当量の作業に対応でき、また、掲示場の破損等を迅速に対応が可能な業者は区内には上記業者しかいないため随意契約するものである。	
工事等担当課名 〔 選挙管理委員会選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。